

建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会（第四分科会）

平成27年3月11日（水曜日）午前10時25分開会

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 眞壁俊郎 | 副委員長 | 松田寛人 |
| 委員 | 佐藤一則 | 委員 | 吉成伸一 |
| 委員 | 相馬義一 | 委員 | 植木弘行 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|--------------------------|------|---------------|------|
| 上下水道部長 | 須藤清隆 | 水道課長 | 小仁所滋 |
| 水道課長補佐 兼黒磯・塩原 事業所長 | 黄木伸一 | 水道課長 総務係長 | 相馬文彦 |
| 水道課長 営業係長 | 小平裕二 | 水道課長 建設係長 | 増子芳典 |
| 水道課長 施設管理係長 | 君島隆 | 下水道課長 | 久利生元 |
| 下水道課長 補佐兼 施設係長 | 室井正幸 | 下水道課長 普及係長 | 関谷浩行 |
| 下水道課長 管理係長 | 伊藤良司 | 下水道課長 建設係長 | 武藤泰治 |

出席議会事務局職員

書記 人見栄作

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

- ・議案第26号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第14号 平成27年度那須塩原市水道事業会計予算

〔下水道課〕

- ・議案第35号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

- ・議案第47号 那須塩原市公共下水道事業計画について

- ・議案第48号 那須塩原市下水道総合地震対策計画について

予算審査

- ・議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第10号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計予算

- ・議案第11号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算

4. 散会

開会 午前10時25分

開会及び開議の宣告

眞壁委員長 それでは、改めまして皆さんおはようございます。

本日は、3月定例会の常任委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本定例会で常任委員会に付託された案件は、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件2件、規約の変更案件1件、計画案件2件の計6件でございます。

なお、予算案件4件につきましては、関係所管課のところで随時予算常任委員会（第四分科会）へ切りかえて審査を行います。

各委員におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいります。

水道課の審査

眞壁委員長 初めに、須藤上下水道部長からご挨拶をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

須藤上下水道部長（挨拶。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、水道課の審査に入ります。

議案第26号の説明、質疑、討

論、採決

眞壁委員長 議案第26号 那須塩原市水道基金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小仁所水道課長（議案第26号について説明。）

眞壁委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

どうでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ではいいですか。

今の処理の関係の基金の関係ですが、売電量はどのくらい考えていますか。

小仁所水道課長 時間当たり42.8kwの発電があります。その24時間で年間ということになりますけれども、35万9,000kwほど年間ございます。

年間使用電力といたしましては、14万kwほどになる予定でございます。これは平成25年度の実績としてその程度でございまして、そうしますと、差し引き22万kwほどを売電できるということになります。これが、キロワット当たり10円78銭という単価がございまして、そうしますと、年間約230万となります。

年間で、1年を通じた計算ですと、約230万円と。売電収入としてですね。電力といたしましては、約22万kwということでございます。27年度の予算といたしましては、本工事を繰り越させていただく予定でございますので、8カ月ということで、134万ほど売電収入を予定しております。年間を通じましては230万円です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、今説明いただいたので、実際にその基金が今後年間通してということになると230万が基金として積まれていくということにな

るんでしょうけれども、この基金の運用としては、
どういったことが考えられるんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 まず、小水力発電設備本体の維持管理・更新に充てるものというのがメインになります。そのほか、それに関連する設備、どこまでというのはなかなか難しい線引きになるかと思いますが、例えば、もう一方で工事を発注しております沈砂池の復元工事がありますが、沈砂池も発電設備関連として修繕をしなければならないということも考えられますので、そちらも含めた形で、発電設備本体及びその関連設備の維持管理、そのために充てられるものということになります。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 ほかがございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第26号 那須塩原市水道基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第26号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 それでは、ここで予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第14号 平成27年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小仁所水道課長（議案第14号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、最も基本的なことをお聞きしますが、きょう我々収入支出予算の内容についてという資料をいただいたんですね。本来、去年とかおとしはもうちょっと前にいただいていたので、中身を結構見たんですけども、余り見る時間がなかったんですが、その中の1ページ、最初の水道料金の件なんです。昨年と比較すると、わずかではありますけれども減っているんですね。

これまで、漏水管対策等々やってきて、この減る理由というのがどこにあるのかご説明いただきたい。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 その点につきましては、我々もどういう理由でそういうことになっているのかということ、今現場といいますが、調べているところなんです。はっきり申しますと、まだはっきりよくわからないところがございます。

〔「有収水量」と言う人あり〕

小仁所水道課長 ごめんなさい、昨年度の予算の有収水量よりも今回が減っているという、そういうことですね。

吉成委員 そうです。

小仁所水道課長 失礼しました。

有収水量の積算につきましては、直近の1年間、当初予算を要求する直近の1年間、ですから25年度の12月から26年度の11月までの1年間の有収水量をもって積算いたしました。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 その予算として、今回収入の部で出てきている中で、なぜ前年度よりも減っているのかということです。見積もり自体が減っているのかということです。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 大変失礼しました。

その理由につきましては、1つには節水ということもございましょうし、それから、給水人口が若干ではございますが減りつつあるということもございましょうが、これがその原因だというのは、はっきりは見えてこないところではございます。多少の年度よっての出入りという、その範囲に入る現象であるのか、あるいは大きな減少傾向に入ってきているその第一歩なのかというところの見きわめというのはまだつかないところではございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 激変緩和措置自体がなくなってくるということを考えると、ここを私はふえていいんじゃないかなと、単純にですよ。単純にそう思ったんですが、その辺はどう理解すればいいんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 激変緩和が終了すると、給水収

益の額がふえるのではないかというふうには思いますが、その激変緩和がなくなった後のことまで含まれた計算はしているんですが、主になるのは有収水量なんです。有収水量がどのように変化するかということなんです、過去3年間、若干減っているんですね。過去3年間でいいますと、年々少し減っているんです。

これが多少の誤差の範囲に入るものなのか、またはふえていく、そういうところにあるのか、あるいはこのまま減りつつあるのかというその見定めがまだできていないところではございますが、それで、一番大事なところなので、どういうふうな数値をもって積算の根拠とすべきかということ、を課内で十分協議したところなんです、やはり、あれこれと、これはこうだろう、ああだろうという理屈をこねているんな難しい計算をするよりは、直近1年間、最新の1年間の水量というものを基準にして積算するのが最も近いのではないかと、そういう形でこれはつくりました。

その上で、積算は激変緩和のことも加味した上で計算しております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 その点は了解しました。

じゃ、同じく収入支出予算の内容のほうでいいですか。3ページですけれども、先ほど説明は予算書のほうでもいただいたんですが、その中の3ページの1番、4目の部分ですけれども、東電に関して、原子力損害の賠償なんです、これも昨年と比較すると本当に余り大きな差ではないんですけれども、ふえているんですね。

昨年は300万円台だったんですが、今回400万円台になっているんですけれども、この詳しい内容を教えていただいてもよろしいですか。当然、水質の検査等々そういうのも入っているんだと思うんですが、単純に考えると、少しずつ減ってくるの

かなという気がしたんですが。

黄木水道課長補佐 平成26年度につきましては、各浄水場で保管してあった汚泥の詰めかえ作業というのがいつもの年に比べて余計にございました。その分は対象でした。来年度要求する予算につきましては、通常の放射能測定業務、これは定常的なものだけですので、本年度に比べると若干減るといような状況になってございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 昨年の場合には、376万8,000円を賠償金として計上されているんですが、それからいくと、今回は477万7,000円ということですので、引き算すると100万ぐらいの違いになるのかな。

黄木水道課長補佐 説明が、すみません、不足していました。その分、ことしふえた分が来年入ってくるので。すみません。

吉成委員 時差があるということで理解すればいいですね。わかりました。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。

吉成委員 いいですか。では、同じく16ページで、資本的支出の2目になりますね。配水設備拡張費で、毎年石綿セメント管の更新であったり、老朽鑄鉄管の更新等々行っているわけですが、具体的に石綿セメント管の更新に関して、今年度のこの予算というのはどの地域の石綿セメント管の更新工事になるんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 これまで塩原地区、西那須野地区を進めてまいりました。これから黒磯地区に入っていくところございまして、黒磯の市街地をこれから進めていって、話が余計なところまでいっちゃいますけれども、平成30年のころには黒磯

駅前の整備がありますので、それに合わせて駅前のところもやっていくというような形で、だんだん黒磯の町なかを攻めていくということころでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 黒磯に入ってくるということで、わかりました。具体的には、どの辺が27年度に関して言えば布設がえされる地域になるんですか。

眞壁委員長 建設係長。

増子建設係長 今課長からありました黒磯地区が主ということになります、いわゆる一般的には黒磯の町なか及び東那須地区の3・3・2号線沿いに残っている場所がありますので、その辺を重点的にやっていくところでございます。

参考までに、延長内訳でいいますと、石綿管の来年度の予定工事延長、全延長1万8,940mのうち、黒磯地区が1万5,020m、西那須野地区が3,920mで、塩原地区におきましては、100%というところではまだ至ってはいないんですが、大方ほぼ終えたというような状況になっております。あとは若干県道のトンネル工事の絡みとか、そういったほかの外的要因に合わせてせざるを得ないところもありますので、そういったところで塩原地区は来年度予定しておりません。

以上になります。

眞壁委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございせんか。

〔「省略」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第14号 平成27年度那須塩原市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、その他に入ります。

その他で何かございますか。

課長。

小仁所水道課長（繰り越しとなる予定の建設工事4本について報告。）

須藤上下水道部長（補足。）

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員（国庫補助金の記載について。）

眞壁委員長 では、その他ないようでしたら、ここでとりあえずその他については締めたいと思います。

陳情に関する説明

眞壁委員長 水道課の方がいますので、陳情の関係の説明というか、先ほども聞いたんですけども、追加的な説明があればお願いしたいというのが1つと、あとこちらからの質問、意見等があればお願いします。

小仁所水道課長 追加の説明はとくにございません。

眞壁委員長 特にありませんか。じゃ先ほどの説明で、こちらで何か聞きたいことはありますか。

相馬委員 じゃ、1件いいですか。

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 先ほどの日の出地区の件なんですけど、いわゆるあそこは矢板那須線かな、よりも上には水道は来ているというお話を聞いたんですが、市水として来ている確認と、その来ているのが、墓沼かどこかから来ているんだと思うんですが、その給水量、それがどのくらいあるんですか。それだけちょっと確認。量はなくてもいいですけども、どのくらい対応できるのか。

黄木水道課長補佐 そうですね、道路につきましては北側の水道に水を受水して配水してございます。量的にはちょっとすみません、今手元に資料がないんですけども、今我々の認可した給水エリア内では充分配水できる分の受水をしてございます。ちなみに、追加でいいますと先ほどのほうは主に旧西塩簡水の配水エリアになってございます。ちょっと大ざっぱな分け方なんですけれども、そのような感じで区域分けされております。

相馬委員 じゃ、先ほどの現場を見たところの周辺は西塩簡水ということで、区域的にはそうなっているということは、どの辺が来ているんですか、現実には。

黄木水道課長補佐 この図面で申しますと、こちらが県道ですよね。ここの脇を昨年度、旧西塩地区の配水管の整備を布設をしました。これはこちらに配水するのではなくて、もっと北のエリアへ配水するための送水管みたいな役割のものを布設がえを行ったものです。ただ、管そのものは通してございます。

ただ、冒頭説明したと思うんですけども、水圧の関係で、直接ここからろうと思うと、ちょっと難点がまずある。現状は、ここは認可区域じ

やないので、もちろんとることはありませんけれども、認可エリアにしたとしても、ここからとるのはちょっとつらいのかなという印象を持っています。そのためには、認可する前にちょっとしたどこかに配水池を設けたりとか、もしくは説明があったように受水槽を設けてもらうとか、そういう一工夫が必要なので、今ここですぐ配水できるかどうかというのは、ちょっと含んでいないというような感じですね。

眞壁委員長 いいですか。

相馬委員 私が確認したかったのはそこなんです。通っているとすれば簡単な話、行くのかなと、それが水が少ないのか、先ほどの説明では圧が云々と話しておりましたから、そういう事情があるということだけですね。わかりました。

眞壁委員長 ほかがございますか。

相馬委員 もう1件いいですか。

それで、今回はたまたまこの区域が出ました。当然、昭和40年代からこの地域は非常に分譲地が多い。こういった事例というのは、私も先ほど説明した柏林地区でも、青木というのかな、あの辺でもこういった質問を受けたことがあるんですが、こういった事例というのは非常にあると見てよろしいんですか。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 那須塩原市は、今水道事業を統合して市内を1つの大きな給水エリアにしていますけれども、実はその中にも我々のエリアとかぶらないところで、昔のころみたいに専用水道が結構たくさんあります。今、今回たまたま我々とかかなり密接に隣接しているところで申し出があったんですけども、実際近くまで配水管が行っていないところもあるので、細かい状況ってちょっと我々実は把握していない実情です。

ちょっと責任なすりつけるみたいですが、

専用水道の所管というのは環境管理課のほうになりますので、そこで今の状況が把握しているかはちょっとわからないですね。専用水道のエリアがたくさんあってのということで。

相馬委員 そうなんです。そのとおりで、専用水道というのはどこの地区にも、いわゆる当時の分譲地ではあるのはわかっているんですが、こういった問題がこれから必ず出てくると思うんです。先ほどもお話ししました開発行為した会社がもうほとんどない状況にありますよね。今後、こういった問題が出てきた場合に、我々議員は結構そういった市民から頼られるところがあるんですが、どういうふうに答えていいかというか、ちょっと気になるところがあるんです。

当然ながら、市の今の水道事業を説明して、こういう状況ですよということは説明できますが、今後こういうことが出てくる可能性は多々あるのかなという心配をしているんですが、その辺はどのように今後捉えていけばよろしいでしょうか。答えづらければいいです。

植木委員 ちょっとお伺いしたいのは、今、道路から下側ですか、矢板那須線の道路から下側の、もっと下の地域のために配水管が布設はしてあるんだというふうなことなんです。それは、圧とかあるいはいろいろ、ここから即とるとということには難しい。現状的に言葉上は難しいですよということは、だめなんですよというふうな解釈をしてもいいのかなのか。

それと、あともう一つは、クリプト何とかかんとかという病原寄生虫ですか、これについての汚染なんていうことも、この陳情の中には理由にはこうなっているんですが、先ほど現地のほうで説明を聞いたときには、今そういうふうな詳細なデータとか調査とかは確認されていないというんですが、それは、そういうことを確認しようと努力

はしたんだけど、向こうでそういうふうな調査は全くしていないので、手持ち資料がないため、やったような形跡がないため、確認ができないと、こういうことなのか。その2つちょっとお伺いしたいんですが。

それによって、この陳情をどう判断するかという基本にしようかなと思っているんですが。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 すみません、1つ目の質問のほうなんですけれども、現状では、このエリアは我々の給水区域ではないので、法的に給水してはいけないことになっております。

植木委員 法的にね。

黄木水道課長補佐 はい。万が一我々のこの給水エリアが拡大した場合、そうしますと、私ども目標としてお客様に2キロの水圧をもって給水するようなことを目標としております。ただ、これは2キロないからだめだということはしません。ただ、2キロないと、多分2階とかにも水が上がっていかないと思いますし、1階でも同時に2水栓あけちゃうと、もう水の出が悪くなっちゃうと思われるんですよ。そうすると、要は生活の質というのが高くないままになっちゃいますので、そういうときは、先ほど言ったように受水槽を設けていただくなり何なりしていただくなくてはならないと。

我々としては、配水する側として、そういうところを放置したまま配水するのはやっぱりできませんので、そうしますと、今度は高いところに配水池を設けたりとかの、要はこの圧を我々が求める適正なものにするための工夫をした上での配水管の整備を考えなくてはいけないと思っています。

ですから、認可区域になっちゃえば配水できないという状況ではないですけども、ちょっと、

言葉が難しいですけども、余りよい状態での配水ができないという、そんな感じになると思われます。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 クリプトスポリジウムに関しましてですけども、ごく最近も専用水道としてあったわけですから、水質検査というのはやっているはずだと思うんですね。ただ、この陳情書の中では、そういった水質検査の結果としてという、そういう書かれ方はされていないんですね。私どもの水道とはまた別個の水道なものですから、そちらのデータというのは私どもは手持ちでございませんので、具体的に指標菌が検出されたとか、そういったような主張があればですが、ちょっとその辺のところは把握できないところでございます。

植木委員 現行もそうすると把握はできないということなんですね。それについては、本体の陳情が上がってきて初めてこういうふうな審査をする段階になって、今後例えばどういう状況かということ調べることはあっても、現状まででは確認はされていない。そういうことですね。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 私どもが給水区域外の水源について検査をするということが、私どもとしたら……。

植木委員 やれない。

小仁所水道課長 はい。

植木委員 このいわゆる現在のエリアの要するに専用水道を使っている、それが廃止されたんですけども、まだそのまま使っているというふうなご説明内容だったと思うんですが、その使っている廃止前についても、そういったいわゆる組合というんですか、こちらのほうで調査とかしたというふうな話とかデータとかというのは確認はされていないということですね。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 そのとおりでございます。

眞壁委員長 よろしいですか。

植木委員 わかりました。

眞壁委員長 ほかに。

吉成委員。

吉成委員 今回の陳情内容を、例えば先ほど課長に説明を現場でいただいた、今後給水エリアにあそこを平成29年に入れたとした場合に、行く行く工事をしましよというようになった場合ですよ、その場合には、どのぐらいのここは事業費がかかるというような試算なんかはされましたか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 その試算は、工事費としてはしておりません。それほど厳密なところまでの計算というのはしておりません、まだ。

黄木水道課長補佐 先ほど申しましたとおり、配水管を布設するだけで配水できるエリアではないので、そこも含めて試算しなくちゃいけないと私も思っていますので、ちょっと申しわけないですが、今のところはそういう資料とかは一切持ち合わせてございません。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 先ほど説明いただいたのであれなんです、そうすると、とにかく今回布設がえをした一番東側の配水管、要はその下の給水エリアにするための配水管の布設がえをしたということなんです、その管を使うということはもう無理だということですか。新たな管を布設しないと無理。そのほかに配水場というか、それを設置する。そして、先ほどの説明だと、例えば今回の日の出東地区の戸数が10戸ですから、その10戸しか仮に接続をしてくれなかった場合には、水抜き等も必要になってくるというふうなことになってくるわけですか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 まず、給水管を工事するに当たっては、もちろん給水区域を広げなければ給水はできない。それがまずありますから、今年度、来年度、再来年度あたりはできないということになります。

あとは、配水管を仮に布設するとしても、先ほど申し上げましたけれども、市道にしか入れないと、原則市道だということになりますと、非常に市道が少ないところでありまして、そうすると、そこに布設したとしても、個人が給水管を上上げて引っ張ってくるというようなことになります。そういうことまでして新たに管を引く。それから、水圧も少ないので、受水槽が必要になってしまうと。そうすると、個人の投資というのが非常に大きくなると思います。

その個人の投資を少なくするためには、私どものほうで水圧を確保するための新たな投資が必要になるというような形になってしまいますので、そうしますと、余り使いたくない言葉ですが、費用対効果ということも考えなければならぬ。そうすると、10戸という戸数は難しいのかなと思います。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 先ほど、私、例え話で新たな配水池という話をいたしましたけれども、これはちょっと厳密な計算をしたわけじゃないんですけども、例えば県道より上は北那須野水道を使っておりますよね。これとこの管をつなぐことによって、水圧を確保することも可能かと思われませぬ。ただ、これはやはり計算をしてみないとわかりませぬ。そうすると下流域への影響もございませぬし、できれば同じ道路に2本の配水管というのも我々も入れたくはないので、そういうところはこれからのエリアを拡大した上での詳細な水量計

算というんですか、によってそういう整備計画というのは逐次立てられる。だから、一朝一夕にすぐエリアに入れました、はい工事ですというステップは踏めない和我々は認識してございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ちなみに、確認しておきたいんですが、実際に西塩地区水道で今回の実際には配水管の布設がえをした管はどの地域にどのぐらいの戸数で水が供給されているんですか。給水されていますか。村長通りの下側というのかな。

眞壁委員長 部長。

須藤上下水道部長 大ざっぱなエリアになりますが、きょう通っていただいた、公園からちょっと行ったところに十字路があるかと思うんですが、あそこのちょっと上に折戸の配水池があって、そこは西塩で持つ配水池の一部の配水。横林、それからあと千本松ですか。あと昔西塩ということで、西那須野の赤田地区も行っていたらしいんですが、そちらについては西那須野エリアになったので、今もってしますと、西那須野インターチェンジの上ぐらいですか、が大体のエリアという形で、あとの塩原ゴルフ場の下のエリアからその高速のエリアが大体のエリアかなというふうに。大ざっぱなエリアになって申しわけないんですが。

配水量につきましては、ちょっと手持ちのデータがなくて申しわけないですが、年間総配水量になってしまうんですが、西塩としては、総年間で約25万4,000m³を配水していることになっています。ですから、1日平均しますと700くらいですか。

眞壁委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 なければ、こちらで水道課の審査を終了したいと思います。ありがとうございます。

執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時33分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課の審査

眞壁委員長 下水道課の審査に入ります。

議案第35号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 議案第35号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久利生下水道課長 (議案第35号について説明。)

眞壁委員長 説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第35号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第47号 那須塩原市公共下水道事業計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久利生下水道課長 （議案第47号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員 今のところ、下永田地域に関するところでちょっとお伺いしたいんですが、ほかもそうなんですが、この理由として大山小、それから清峰高校、特別支援学校、それから大型ショッピングセンター、確かにそういうふうな状況にあるところですが、家も相当連檐してきていますし、相当な新しいうちも建ってきている時期だろうというふうにも私は思っています。

だから、前から下水道についてはぜひ早急にということでやってきたんですが、今回、拡大計画を立てていただいてありがたいなと思っているんですが、その中で、接続する場所が、例えば西那須処理区で、それで那須塩原市下永田7丁目ということになりますと、中央幹線ということで接続部分があるんですが、以前、私が下水道関係で市のほうからお聞きしていた状況は、栃木ニコンのほうの、大田原のほうから、大田原から野崎のほうに向かってくる、かさね橋のほうへ向かっていくものがありますけれども、そこから下水道が二つ室のほうへ上がっていきまして、現在西那須野二つ室地区まで来ているんだと思うんです。ひかり幼稚園あたりの近くを来て、今度331ですか、横切って真っすぐずっと行きますと、大山小とか清峰高校ということなんですが、あの331はコンバートか何かして向こうへ流して、向こうの下水管を使って行くんですよと、そういうふうな説明を受けていましたけれども、でも、この計画を見ると、中央幹線ということですので、もともとの昔の旧大田原から西那須野に向かっている街道、それが国道400号だったんですが、それが今度はバイパスが乃木神社側のほうにできて、それが400号になって、そちらのほうの部分が多分この中央幹線だろうと思うんですね。

そちらのほうには、乃木神社、あるいは石林あたりの新南地域の下水管の数年前から努力していただいて、そこを下水道が通るようになっているわけですが、現在も努力されていると思うんですが、それはその中央幹線に接続できると。でも、下永田のほうのやつとかは、ちょっと難しいですよと言われていたんですが、今回、このたまたま中央幹線に入れられるようになったというのは、何か取り入れ口が使えるように新たになったんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいま委員のほうからご質問がございましたように、現在国道461号、二つ室地区、それを下流としまして、幹線を北側に現在の国道400号に向けて北上しているわけがございます、幹線がですね。

それで、今回拡大する部分につきましては、先ほどは説明から漏れておりましたが、第二ひかり幼稚園の付近から、それから特別支援学校、こういったところについてはただいま整備をしてきた幹線のほうへ流し込むこととなります。また、この図面の赤色で着色してある部分の北側の一部、こちらについては、乃木神社のほうから流れ出てきています中央幹線、こちらのほうにやはり流し込むことになっております。

いずれにしても、以前の計画でしたらば、大田原市のほうを経由して流し込むという構想もございました。その場合でも、中央幹線のほうへもともと流れ込むということがございますので、新たな原因が発生したということではなくて、もともとの計画の中でおさまるという部分がございます。

それで、先ほど申し上げましたように、もともと二つ室地区のほうから幹線を迎えに来ているわけですが、それが国道400号付近までようやくたどり着いたということで、その部分は二つ室側のほうに流すということで、途中にポンプ場などの建設はやはり予定してございます。どうしても高さの関係でポンプ場をつくる場面もございますが、二つ室のほうの幹線のほうに流し込むということと、あと中央幹線のほうに流し込むという2つの方法でこれから進めていくことになります。いずれも、全体計画の区域の中におさまっているものでございます。

以上でございます。

植木委員 今大体大枠でわかりました。

そうすると、この二つ室のほうに流し込む幹線のエリアと、それから中央幹線ですか、従来の石林等が流していた部分ですか、そちらのほうになる7丁目、その区分というのはどの辺で下永田の中でそれが分かれるんですか。特別支援学校あたりとか、あの辺は緑地区と下永田の8丁目ぐらいになってくるような感じなんです、大山小学校あたりの、清峰高校あたりがある十字路あたりから、例えば昔の旧400号のほうに向かって中央幹線とか、あるいはその左側、南側は二つ室のほうへ流れる幹線になるのか。どこかでそれは分かれることになると思うんですが、大まかにどの辺で分かれるんですか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 現在の清峰高校、それと大山小学校のところに十字路、交差点がございます。そのあたりのところから西側付近については二つ室のほうの幹線のほうに流し込みます。それで、今度は大山小学校の一部から東側、大田原市寄りのほうでございます。こちらのほうは、今度は北側のほうに排水することになります。北側のほうの中央幹線のほうにポンプアップして流すという形になります。その2通りになります。

以上でございます。

植木委員 大体わかりました。ありがとうございます。

あとそれから、もう一つ、今度はそのことは別に大田原の今度2ページですか、別表2のS2、2ページなんです、大田原第2処理分区ということで、大田原市元町1丁目中央幹線というところでありますが、これは、そうするとどの辺のエリアの工区になるんでしょうか。ハーモニーホールの上あたりぐらいの感じですか。

眞壁委員長 課長。

久利下水道課長 ただいまの大田原第2処理分
区でございますが、これは旧400号、それよりも
さらに北側の部分ということになります。

植木委員 地名でいうと。

久利下水道課長 石林の方面ですね。

以上でございます。

植木委員 わかりました。ありがとうございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 私は、公共下水道のほうの最初に説明
いただいたほうの計画のほうでお聞きしたいんで
すが、今回の見直しの中では、従来の区域から広
げるという、そういうことは全くなくて、このま
まなわけですよね。それらの検討についてまずは
お聞きをしたいと思います。

眞壁委員長 課長。

久利下水道課長 ただいまの委員のご質問でご
ざいますが、公共下水道の部分につきましては、
今回期間の延伸のみということで、先ほどお話し
いたしました。

ただ、その中でも9ページのところでございま
すけれども、9ページの処理施設がございませ
けれども、この中で、施設を一部縮小するよう
な形。といいますのは、将来的な人口、こうい
ったものがやはり減少傾向にございますので、
それらを見据えて、この計画期間内では過去に
計上してあった規模までは必要ないであろう
ということ、あくまでも事業計画期間内では
できる見込み、あるいは足りるものというふう
に見直しをいたしました。

それと、一部触れましたが、やはり将来の人口
が減るという中では、事業規模の拡大、そう
いったものはこの場面では考えにくいという
ことで、変更なしといたしたものでございま
す。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 人口減少ということに関していうと、

どのぐらいの減少を見込んでこのように、今9
ページの説明をいただいたわけですが、それ
ぞれの施設、例えばここでいう消化タンクは3
槽から2槽にするわけですが、どのぐらい
減るといった見込みでこういった計画変更にな
ったのでしょうか。

久利下水道課長 ちょっと今手元に資料はござ
いせんけれども、もともと人口の考え方でご
ざいますが、市のほうの総合計画後期計画で
すが、そういったものとの人口の考え方は近
いものでございます。それで、あくまでも
この事業期間の中では大きい減少という
ものは見込めないわけですが、処理施設
ということになりますと、一番大きい
時点のものを考えてどうしても処理場
とか処理施設はつくらなくてはなりませ
ないので、それらを考えて、過去には
少し大き目なものを用意してあった
わけですが、現況でいきますと、現
状の処理能力で足りるという判断が
出されておりますので、人口規模の
具体的な数字はちょっと申し上げられ
ませんけれども、考え方としては今の
もので足りる規模で事業計画をつ
くっていくべきだろうという判断
をしたものでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、8ページ、その前の
ページになりますけれども、ここで
処理能力ということで、それぞれ
黒磯も塩原も赤字と黒字を比較
すると、計画処理人口としては
ふやしているわけですね。この
理由をお聞かせください。

眞壁委員長 課長。

久利下水道課長 先ほどの将来の人口
の減と申し上げましたのは、この
後に一時ピークの時期が参ります。

吉成委員 27年がピークと我々は
資料では持っていたと思うん
ですが。

久利下水道課長 はい。そういう
中で、下水道

のほうとしても、近い数字と先ほど申し上げましたけれども、私どものほうで捉えている部分では、もう少し人口が伸びるのではないかとこのところでの予想でございます。

ただ、そうはいいまして、最後はやはり減少ということを見込んでございますので、規模的にはそう大きい数字ではふやしていないというふうになっているところでございます。

以上です。

須藤上下水道部長 ちょっとよろしいでしょうか。

今、課長の処理場のほうの施設の拡大について説明があったわけですが、現在持っている処理施設の能力で、今のままで拡大しませんという今回認可になっているんですが、その原因といたしましては、計画人口は伸びますけれども、処理場をつくる施設の処理能力、一人一人が水を汚す原単位というのがあるんですが、今回それを見直しまして、人口がふえるけれども、汚す単位が減るので、今の施設でも十分間に合いますよということなので、今回消化槽にしる沈澱池にしる、今のままで7年間はいきますよということの計画です。

ですから、先ほど課長が申しました将来的には那須塩原市の人口、27年なら27年ピークで徐々に減っていきますが、下水道としてはまだしばらくはこの7年間では黒磯にしる塩原にしる人口はふえていく見込みであります。ただ、処理場の施設の能力がその1人が汚す単位が減ってきているので、今の処理の施設のままですということですよ。

あと、管渠につきましては、黒磯地区については今上厚崎で努力しているところなんですけど、認可拡大できるのは、大体おおむね整備率80%でしたか、まだそこまでは達していないので、今回公共のほうについては今の既にとってある認可の区域で延伸だけを今回させていただいて、整備を進めていきたいというふうな計画になってございま

す。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 よくわかりました。

水処理センターの設備自体を縮小して、実際には処理能力は高まるというふう考えたんじゃないかと、我々使う汚水の量が減るということで理解すればいいということですね、端的に言うと。

眞壁委員長 部長。

須藤上下水道部長 汚水もそうですし、8ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、流入水質ということで、BODが赤で251、黒で202となっていると思うんですが、1人当たりの汚水量がこの30ppmだけ減っています。それだけ処理能力が、余裕ができましたというのはちょっとおかしいんですが、そういうイメージでいただければと思います。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そういった積算というのは、どういうものを根拠にして積算するんですか。

つないでいる戸数に関してこれまでこれだけ使ったものが、ことしは去年と比較すると減ったと、そういった形の積算という意味ですか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 まさしく今の委員のお話のとおりでございまして、基本的にここで出てくる処理能力というのは、先ほども触れましたけれども、各家庭の生活排水、これらについてはもともとの設定基準というものがございまして、下水道関連の設計指針というものがございまして、1人当たりの使用水量、それから現在なんかですと節水型の機器が非常に普及してまいりました。そういったものを見据えたり、あと、観光人口、こういったものも当然影響してくるわけでございます。それらの実際の入り込み数とか、そういった人数を捉えまして、先ほどの水質、それから処理能力、

こういったものを勘案して決定することとなります。
す。

以上でございます。

眞壁委員長 ほかにはございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第47号 那須塩原市公共下水道事業計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第48号 那須塩原市下水道総合地震対策計画についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

久利生下水道課長 (議案第48号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 ただいま説明いただきましてありがとうございます。

4ページ、の本計画で付与する耐震性能ということで、具体的に管路施設についてレベル2の地震動の発生に対してということなんですけれども、このレベルということは何段階ぐらいにあって、そのレベル2というのはどの程度のものなのかを伺いたいと思います。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 レベルにつきましては、レベル1、それからレベル2とございます。

それで、レベル1につきましては、気象庁等で発表しております震度とは基準が別でございまして、マグニチュードという言葉がございまして、それらを想定しまして、ぴったり一致するわけではございませんが、レベル1は震度5弱を想定したものの、レベル2は震度6強から7に匹敵する地震というふうなことでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 那須塩原市下水道総合地震対策計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第48号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

眞壁委員長 それでは、ここで予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長（議案第6号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 執行計画書102ページ、土木費も大丈夫なんですよ、説明の中でなくても。関連していれば。

102ページ、これは所管ではないんですか。8款土木費の2項2目土木管理費の中で、塩原支所の3003事業の中の新規の除雪用の……

〔「これは土木」と言う人あり〕

佐藤委員 これは土木なんですか。すみません、失礼しました。

眞壁委員長 何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第6号については、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

眞壁委員長 次に、議案第10号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

久利生下水道課長 (議案第10号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 179ページですね。歳出のほうで、1款下水道管理費の中で、2項1目水処理センター費ですけれども、施設整備費の2001事業で、新規の物件ありますけれども、こちらの内容についてお伺いしたいんですけれども。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 新規ということで、こちらでは黒磯水処理センターの新管理棟、基本設計等がございます。こちらにつきましては、現在建っている黒磯水処理センターの管理棟があるわけでございますけれども、こちらは平成25年度に耐震診断をかけました。その結果、建設した時期が早いものでございまして、現在の耐震基準を満たしていないということがございます。それらを補強あるいは更新というようなことで計画いたしますと、今の建物の基礎ですね、基礎部分、それから壁の部分、そういったものが大規模な修繕がかかることになるために、新たに別棟として新管理棟を建

設する予定でございます。それらの基本設計を行うものが最初の黒磯水処理センターの管理棟のものでございます。

また、塩原水処理センターの最終沈澱池、それと用水滅菌設備の更新工事につきましては、現在既にでき上がっている沈澱池でございますけれども、長寿命化計画書が現在ございますけれども、長寿命化計画に基づきまして更新工事をかけるわけでございますけれども、こちらにつきましては、施設の中で最終沈澱池の中の更新工事、それと用水滅菌とありますけれども、これは処理をした水、それを最終的に菑川のほうに放流することになりますが、その設備がやはり経年で劣化しているということで、こちらを更新工事をかける予定でございます。それらの費用ということで計上したものでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 ほかにございますか。

植木委員。

植木委員 175ページで、下水道受益者負担金、先ほどの説明の中では、面積増による200万ぐらいの増と言ったんでしたっけ。4万3,000円ですか。そうですね。それで、面積による増というんですけれども、どの程度の面積増を見込んだのか。

それと、その下の下水道使用料、接続戸数増によって使用料の増加ということの説明なんですけど、これもどの程度の戸数の増加を見て使用料増なのか。簡単なことなんですけど。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 まず最初の受益者負担金の増でございますが、240万3,000円の増額ということで、こちらにつきましては、基本的に受益者負担金は平米300円、それから239円とかもありませんけれども、具体的な数字は、申しわけございません、

今手元には持ってありませんが、受益者負担金は工事を行う場所によって毎年度変わるものがございます。それで、来年度の工事箇所と予定箇所の面積を拾い上げまして、240万3,000円分の面積がふえているということがございます。

また、使用料のほうでの接続戸数の増ということがございますが、こちらにつきましては、578戸を見込んだものがございます。

以上でございます。

植木委員 わかりました。了解です。

眞壁委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第10号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第11号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長（議案第11号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、185ページの2項1目施設維持管理費の中の委託料の新規の部分ですけれども、管渠清掃及びテレビ調査の件で、500mというふうに先ほど説明いただきましたが、これはメートル幾らという単価はどうなっているのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまのご質問の中の500mでございますけれども、メーター当たり2,300円を予定してございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これは、今回は500メートルということで予算化されましたが、今後も続いていくということによろしいんですか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 農業集落排水施設につきましても、下水道に比べて少し新しい施設ではあったわけなんです。やはり経年劣化が大分進んでまいりました。よって、今後もこの規模、同規模あるいはそれ以上にふえることもあろうかと思っております。

以上でございます。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第11号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 それでは、その他に入ります。その他で執行部のほう、ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ありませんか。

委員さんのほうは。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 よろしいですか。

散会の宣告

眞壁委員長 それでは、ないようですので、上下水道部の審査を終了したいと思います。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時00分

建設水道常任委員会及び予算審査特別委員会（第四分科会）

平成27年3月12日（木曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 眞壁俊郎 | 副委員長 | 松田寛人 |
| 委員 | 佐藤一則 | 委員 | 吉成伸一 |
| 委員 | 相馬義一 | 委員 | 植木弘行 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|-------------|-------|---------------|-------|
| 建設部長 | 若目田好一 | 都市計画課長 | 君島勝 |
| 都市計画課長補佐 | 平石敬雄 | 都市計画係長 | 北村議徳 |
| 都市計画課開発指導係長 | 押久保昭 | 都市計画課主査（係長級） | 田中和広 |
| 都市整備課長 | 松本正彦 | 都市整備課長補佐兼建築係長 | 久留生利美 |
| 都市整備係長 | 浅賀保幸 | 住宅係長 | 江連宣仁 |
| 道路課長 | 邊見修 | 道路課長補佐兼建設係長 | 大木基 |
| 道路課管理係長 | 遅沢友則 | 道路課維持係長 | 君島幹夫 |
| 道路課用地係長 | 渡邊晶子 | 道路課河川係長 | 金子嘉 |
| 建築指導課長 | 中村誠 | 建築指導課長 | 亀田康博 |

出席議会議務局職員

書記人 見栄作

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

- ・議案第20号 那須塩原市屋外広告物条例の制定について

予算審査

- ・議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔都市整備課〕

予算審査

- ・議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔道路課〕

予算審査

- ・議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔建築指導課〕

- ・議案第25号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔陳情〕

- ・陳情第1号 給水区域の指定及び公営水道の敷設に関する陳情

4. その他

5. 閉会

開議 午前10時00分

開議の宣告

眞壁委員長 おはようございます。散会前に引き続き会議を始めます。

都市計画課の審査

眞壁委員長 初めに、若目田建設部長からご挨拶をお願いいたします。

若目田建設部長 (挨拶。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、早速都市計画課の審査に入ります。

議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○眞壁委員長 議案第20号 那須塩原市屋外広告物条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島都市計画課長 (議案第20号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 まず、今回のこの屋外広告物の条例の制定について、既に間違いなく違反だなどわかる看板等は立っているわけですね。それらに関して、今後こういう条例できますよ、そうするとこういうものは撤去していただくことになりまよという説明会等は、どのような方針で臨むのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 説明会につきましては、今吉成委員のほうからお話がありました違反者に対する説明会というのは、2月に4回ほど、この間の2月にもう既にわかっておりますので、調査もある程度かけてわかっている部分についてやりました。

2月に4回ほどやっておりまして、全部で、すみません、もう一回ちょっとさかのぼりまして、実は去年、26年の5月から9月までにシルバー人材センターに依頼をかけたしまして、5路線で50kmぐらい、全体ではありませんけれども部分、今回指定をかける路線等について50kmぐらい調査をかけました。そうしましたところ、全数で2,776基、その時点での掲出が確認されまして、そのうち許可の出ている物件については145基、許可のない物件が残りということで2,631基ほどありました。

その2,631基に対しまして2月に4回ほど説明会をやりまして、この2,631基については複数で持っている事業者がいるので、全部で該当する事業者は527事業者になります。それで、4回ほどやった説明会に出ていただいた人数は、総勢で111人でございます。ですので、約2割強というところでしょうか。

それで、一応条例の説明、それから今後取り組んでいただく内容等について説明を申し上げました。その中では、違反者等について、この条例そのものについてどうこうという意見はなく、みんな比較的それに向けて何とかしたいということであるような感触をいただいております。実際、来ていない人が相当いますので、その人たちに対してはまずは通知を出しまして、27年度になってからはその時間、場所等を調整しながら、随時、しばらくの間は説明会等をやっていくようかなというふうには今のところ思っております。

さらに今度、実を言いますと許可になっている

物件が先ほど145基ということでしたが、この物件についても、今回規制をかけることによって既存不適格になる広告物もあります。そういった方にも、その前段としまして説明会をやりまして、それは去年の12月に2回ほどやったんですけども、その対象事業者は69事業者になります。それで、出席していただいた方が2回で21人です。この人たちにはうちのほうの条例の説明と、それから改修に向けた作業をしてもらうために説明をしまして、その人たちもおおむねそれに向けて、何とかやりたいということで話はさせていただいております。

ちょっと言い忘れましたが、先ほどの違反者に対する説明会の中で、やはり今度要綱で改修をするための補助の要綱をつくってやろうとしておりまして、その辺の説明もしたところ、それに向けて何とか動きたいというような話もありまして、どちらについてもうちのほうの意向に沿った形でやってもらえるようお願いしたいということと、何とかそういうふうに進めたいということで、大方理解はいただいているというふうに認識しています。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 この条例が施行されるのがことしの10月1日ということで、今課長から説明いただいた中では、8割からの業者がまだ説明会には出席していないということになるわけですね。そうすると、当然10月までには最低でも1回は本条例の内容は知っていただきたいということだと思んですが、そうはいつでも果たして100%説明会に出席していただけるかということ、僕は非常に難しいような気がするんですが、そういった際の対応はどのようなふうを考えていらっしゃるでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 これにつきましては、今回来られなかった人に対しては、まずは通知でその辺の周知を、説明会の資料をつけまして、まずその辺を送ってわかってもらうということで、一応対応したいというふうに思っていますので、その後も随時進める中で来られない人には通知等をまた送って周知を図っていく。あとは市のホームページですとかそういったものも、広報等も利用してやっていきたいなというふうに思っております。

あと、ちなみにこの条例なんですが、今回対象になるのは、基本的には規制が新たにかかる部分在实际わからない部分なんですけれども、もともとの規制については県の条例でもう既に運用されているところなので、その条例そのものをわからないという人も中にはいるかと思っております。その辺も含めた周知というのは根気強くというんですか、やっていく必要があるのかなというふうには思っております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 例えの話ですけれども、条例自体は10月1日施行になりますけれども、実は去年の11月に看板つくったんですよとか、そういった業者もいる可能性としてはゼロではないと思うんですね。あと、それに50万かかりましたとかと言った場合に、その後、補助の要件についてちょっとお伺いもあわせてしたいと思うんですが、そういった場合には、何だよ、もうちょっと早く情報もらえればなとかそういったことも、新路線に関していえば特にあるんじゃないかなと思うんですが、その辺の対応はその補助の部分でやるんでしょうけれども、ちょっと説明いただければと思います。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 ただいまの質問についてですが、一応去年、この新しい規制を入れるというのは25年度から動き始まっています、26年度には

ある程度の形が決まってきましたので、そのあたりから看板設置をしたいということで考えている人が、看板設置については許可の要らない規格のものもありますので、許可を出さないでその基準の中でやってしまうという人も当然いるわけですが、許可の要るような看板が大半でありまして、そういった方が窓口で相談に来られた際には、かなり早いうちからうちのほうでこういう規制がかかりますよ、路線はこういった路線を考えていますよということで話をしているので、そういったわかっていただいた方は、事前からある程度それに沿ったような形の看板設置をしていただいていると思いますが、それでもなお漏れちゃってやられていないとか、対応できていない方については、その辺の事情を説明した上で補助の要綱というものを説明して、補助を受けてやってもらえるものについては補助をぜひ受けて改修してもらえるようにとか、その辺の指導をしていきたいなというふうには考えております。

〔「補助内容」と言う人あり〕

君島都市計画課長 では、補助について内容を申し上げます。

まず、一番大前提となりますのが、市のほうの許可を受けているものというのが大前提になりますので、それを今回新たな規制がかかって、その規制から今度外れてしまうという場合に、補助をしますよということになっているというふうを考えておりますので、その辺の方が対象になるということで、その補助を使えるのはかなり限定的になってしまうということがありますので、ちょっとその辺ということをお話をさせていただきます。

まず、通常のところにつきましては、そういった方については、改修と撤去については対象経費が10万円までは100%、10万を超えた部分が自己負担ということで考えております。それから、移

設につきましては、経費は10万円ですけれども、限度額は10万円ですが、その2分の1を補助するというので、経費が20万円を超えてしまうとその半分ということで、10万円は自分が負担というような形で、改修・撤去とそれから移設という分類を分けさせていただいています。

なぜかといいますと、改修は茶色にする、基準に合った色にする、撤去はそこから看板がなくなるということなので、そちらのほうに対しては費用等に対してもうちのほうから補助の割合を高くしまして100%補助でやりたいと。移設については、看板が適法になるところまで動かせば立てられるということで、色とかかえなくてもできるという、多分、数としては少ないのかもしれませんが、そういったケースも考えられますので、その場合には負担の割合を、補助の割合を2分の1としているということで分けてやらせていただいています。

それから、次に、那須塩原駅前から大通りを通りまして足銀のある十字路まで、西那須野那須線という県道との十字路までですが、そちらについては市的那須塩原駅が顔だということで、そちらについては重点的にやってもらいたいということがあって、そちらのほうは補助の割合については今のと同じですが、金額については上限を20万円とするということで考えております。

〔「両方ですか、移設も」と言う人あり〕

君島都市計画課長 そうです。どちらの場合も上限は20万、対象経費の上限を20万として、改修・撤去については補助率100%、それから移設については補助率が50%ということで考えております。

さらに、実を申しますと、平成20年4月に県の条例が那須塩原駅前、県道西那須野那須線ですね、足銀の交差点から矢板那須線までの間について指定の路線ということで、茶色の看板ですよという

ふうに一度規定ができて、そのときに直していただいている方が何人いらっしゃいます。その人は一度直しているの、その人たちについてまたうちのほうの規制がかかって、今度は直さなくちゃならないというふうになった人に対しては、1基につきまして対象経費を100%補助で上限30万という形で、もうここはかなり限定的です。4人で看板は10個ということで、もうこれは調べが完了しています。

一応そういうことで、補助のほうについては別の要綱で定めるものでありますが、一応そういうことで考えて進めて、その辺についても説明しております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 那須町であったり日光であったり、こういう条例あると思うんですが、私も多少審議会に携わった経緯があるので、色の件ですね、最終的にどういった色にするかというのがあったと思うんですが、その辺の議論はどのような議論があったんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 色につきましては、先行しております那須町も当然参考にさせていただいて、もともとこの色については県のほうも国立公園をもとにして決めておりまして、それをベースにしてやはり近隣の市町とも統一するというか、合わせたほうが良いということで、その辺をベースにして。

ただし、色の場合には、マンセル値というんですけれども、要するに色を何番とかというふうに決めている番号があるんですけれども、それで決めちゃうとかなり本当に限定的になっちゃいますので、こげ茶色というふうにして、そのほうが範囲があるということで、それで濃淡も使えるというようなこともありますのでそういうふうにして、

それは那須町なんかと同じということで行うようにして、そういうふうに決めさせていただいております。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

植木委員。

植木委員 そんなに重要な問題でもないんですが、この条例の中にいろいろ規則で定めるということで、先ほどの基準とか、それから設置の許可とか変更とか、いろいろ規則についての内容がこの条例の中に入っているわけですけども、この規則についてなんかの作成状況なんかはもう済んでいるのかどうか。済んでいるのであればそれで結構なんです。それと、そういったものがないと、今度帳票とかほかというふうな規定なんかもあるものですから、ちょっとお伺いしてみたいんですが。

それと禁止広告物、この辺で色とかそういったもの、あるいは老朽化したり、その辺の判断基準なんかも規則に入ってくるのかどうか、その辺だけお伺いしておきたいと思います。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 ただいまの質問2つでございますが、規則等につきましては、この本条例と並行しまして作成をしております、今回は条例のほうを議会のほうに上程させていただいておりますが、規則、要綱につきましては市の例規審査委員会を通りまして、内容についてはもう既に調整をされておりますので、この条例が可決になった後、同時に公布できるよう告示等をつけることで一応準備ができております。

それで、もう一つにつきましては、破損状況等に対する判断ということなんです、それは規則とかそういったものに特に入れてあるものではありませんので、これは運用の中で県のほうから来ている手引等もありますので、そういった中でこ

ういったものとはということで、あとは著しく見苦しいとか目ざわりであるとか危ない、風で飛びそうだとか、そういったものについては市のほうなりの判断、あるいは市民の方等からの情報提供等によって撤去等の依頼をしたり、うちのほうで撤去したりというふうな形になるうかと思えます。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 その規則に関しても同時並行で、可決と同時に対応できるようになっているということ、当然のことかなとも思うんですが、10月1日から施行するというので、まだできていなければ早急に対応していただきたいということを言おうかなと思ったんですが、もうできているということで問題ないと思えます。

それと、この老朽化とか破損とか、この条例にある程度抵触するようなそういった物件については、定期的にある程度回って監視をするのかどうか、その辺のこともあわせてちょっとお伺いしたかったものですから、先ほどの質問になりました。大枠で、例えば市民の情報から情報を得て、ある程度その関係所管のほうで見に行ったり、あるいは委託先のほうが出てくれば、そういったところから情報が入ってきて、それに対して対応するんでしょうけれども、もう市としても何年に一遍とか1年に何回かとか、そういうふうなアバウトな状況であっても、今後この条例に対応していくような状況はあるのかどうか、それだけちょっとお聞かせください。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 ご質問につきましては、一応独自の条例を運用していくということですので、当然そういった対応をしなくちゃならないということで、うちのほうの係が今かなり少ない人数で対応してしまして、現実的にはなかなかそういう対応できていないんですけれども、人数、

特に配置をぜひお願いしたいということで総務のほうにはお願いしていますので。配置が仮になかったとしても当然やらなくちゃならないことなので、頻度は半年に1回とか1年に1回とかなかなか申し上げられないんですが、当然そういったものは確認して歩かなくちゃならないというふうには思っております。

あとは、例えば今までで多いのは、天皇陛下や皇室の方々がいらっしゃるようなときに、県のほうで回って、ちょっとそういった看板がありますよとかというのを事前に連絡をもらったりしているので、そういった中でうちのほうから設置者等に連絡しているというような状況でやったりはしていますが、これからは条例そのものが自分のところの条例になってきますので、県道については県がパトロールして連絡をもらうというのは今までと変わらないと思いますが、全体的な管理を自分たちの条例を運用していくために、自分たちがきちんと対応していくというのは、それについてはやらなくちゃならないというふうに思っております。

植木委員 はい、了解です。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかに。

相馬委員。

相馬委員 吉成委員のほうから罰則はということで、私のほうから質問させていただきますが、33条から4、5と項目がありますが、この点についてちょっと詳しく説明と同時に、37条について、以前にもこれ説明は受けていますけれども、もう一度説明をしていただければと思います。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 罰則の関係ですけれども、まず、罰則については幾つか種類がありまして、まず、33条は18条に基づくということなんですけれ

ども、18条で市のほうで許可を出す際に条件をつけて出していて、その条件に沿わない場合に、市長のほうが最終的に口頭での指導とか勧告とかをしました後、どうしてもそういったものに沿って対応しない悪質な者については、刑事告訴という形になりまして、それで罰金と。当然裁判の中で決められることになるかと思いますが、そういったものになって、これ50万というのが一番多いので、その条件等に違反してそれを聞かない悪質な者が50万円と。

それから、あとは44条では3条から5条、禁止地域に掲げて、そういったものを撤去してくださいよというようなときは、この34条になる。さらには、立入検査なんかをしたり、その報告をしなくちゃならない義務がありますよということで、この条例の中でうたっていますが、そういったものの提示なり提出を求めても、そういったものに対応してくれないというような場合には、この35条の20万以下の、というような、大ざっぱですけども、そういう感じになっています。いずれも刑事罰なので、検察とか裁判とかという形になってくるかと思いますが、なかなか実際に罰則が県内で適用になっているという例はないようです。

あと、37条については、これは権利を制限するものですので、そういったものが例えばもともと日本国憲法の中に人権の尊重とか、そういった個人の権利を制約するようなものの条例になっておりますので、そういったものに抵触しないようにやらなくちゃだめですよというような意味になっていると思います。

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 そうしますと、この37条については、色はどんな色を使っても構わないということではないですか。

それともう一点は、今後この看板を設置する場合は、許可のあるもの、ないものという説明を受けましたが、ちょっと全部読んでいないのであれなんです、あるかもしれませんが、今後は全てとは言わないですけども、許可は今までと同じなんです、許可を受けるものというものは。あるいは看板を立てるときに必ず申請はしなくちゃいけないとか、そういった規定は盛り込まれていないのかどうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 最初の1点目につきましては、これ37条をもってどうなんでもいいということではやはりありませんので、色、それから形、大きさ、高さ等も含めまして基準には最低限従っていただくという形になります。ただ、看板等の中味、内容というんですかね、そういった表現そのものを、こういう表現のものをしちゃだめですよというのが、例えば表現の自由ですとか、そういったものを制約するようなものまでの指導監督とか規制はという意味に捉えられると思います。

それから、許可につきましては、基本的には今までの県の条例の許可と同じですので、今回、色の追加が出たということだけで、大きさとか高さ、そういった基本的な許可の基準は変わっていないということになります。

眞壁委員長 ほか、ございますか。

〔「すみません、ちょっと」と言う人あり〕

君島都市計画課長 先ほど1つ言い忘れましたので、ちょっと追加で説明させていただきたいんですが、植木委員さんと吉成委員さんのほうからありました要綱の関係、補助金要綱の話の中で、条例とそれから規則については27年10月1日から施行ということで、約半年間の周知期間をとった上で運用ということで考えておりますが、補助金の

要綱につきましては、これはまた別のやつで定めて告示しますが、そちらについてはもうその以前からどんどん違反というか、直すものについては積極的に進めてもらいたいという、うちのほうの気持ちがあって、それについては4月1日から施行ということで、半年早く使えるようにしたいということでやっていきたいと考えて今準備を進めております。

眞壁委員長 ほかに。

副委員長。

松田副委員長 看板の大きさとかは、県と同じということになっているというふうに僕は聞いているんですが、その申請に当たって、矢板那須線の通りは県道なので、それも同じ那須塩原市へ申請を出して県に持っていくという形なんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 大きさの基準については、以前からの栃木県屋外広告物条例と、その大きさ等については一切変えておりませんので、同じです。それで今回、新たなうちのほうの独自の条例になりましても、色の規定の部分が変わるだけですけども、申請については今までどおり市のほうに出してもらって、市が受け付けて処理をするということで、県のほうにはそれは行かないので、例えば矢板那須線の際であっても申請の先は那須塩原市長宛てに出してもらおうということになっております。

眞壁委員長 ほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号 那須塩原市屋外広告物条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

眞壁委員長 それでは、ここで予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

君島都市計画課長（議案第6号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 104ページですね、8款土木費の1項1目都市計画総務費の中で都市計画事業推進費1001事業の中の新規で、屋外広告物条例パンフレット等の屋外広告物条例規制図ということになっ

ていますけれども、これらについては部数と、それをどのようにして配布するのかをお聞きしたいと思います。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 ただいまの質問でございますが、屋外広告物条例のパンフレットにつきましては、先ほど条例のほうの説明で申し上げましたように、新たに規制の路線が追加になって規制の内容が変わりますので、それらをわかるようにしまして、配布できるようなパンフレットということでA4の折り込み型のパンフレットでございますが、それを予定では一応5,000部、これは窓口等で配布するものでございます。それから屋外広告物条例規制図というのは、もうちょっと大きいものでありまして、これは規制の路線ですね、そういったものを入れるものでありまして、それらをもうちょっと細かくというか、詳しくしたものです。ちょっと大きいものでA0判のものですが、これはとりあえず今当初では5部ほど、窓口でちょっと見たりということを考えておりますが、それらが主なものでございます。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

吉成委員。

吉成委員 今の佐藤委員から質疑があったその下の新規の立地適正化計画策定支援ということで、これも少し説明いただければと思いますが、中身を。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 こちらにつきましては、2月12日の議員全員協議会のほうで一度簡単に説明をさせていただいておりますが、改めて、繰り返になってしまうかもしれませんが、説明をさせていただきますけれども、目的につきましては、これからの少子高齢化社会等の進展に備えまして、

拡散型の都市構造から集約型の都市構造いわゆるコンパクトシティへの転換を図る、効率的で持続可能な都市づくりを推進するために、都市再生特別措置法という法律がありまして、それらが一部改正されたことに基づきまして、市の中で居住誘導区域とか都市機能誘導区域といったゾーニングをしまして、そういった都市集約型の都市構造を図るために、そういったものを計画するというところで進めようとするものが立地適正化計画ということでございます。

居住誘導区域、都市機能誘導区域ということですが、こちらにつきましては、居住誘導区域はイメージといたしましては市の中に用途区域というエリアがありまして、ああいった市街化を推し進めるべきところにある程度線を引きまして、その中に住まわれるというか、居住をなるべく誘導して都市から分散しないようにということですね、そういったものにするということが大まかなイメージという形になるかと思います。

ちなみに、そういう今言いました居住誘導区域の外へは一切家が建てられないのかということ、これはうちのほうは非線引きということで、市街化区域、市街化調整区域という線引きをしておりませんので、その外側であっても例えば新しく1軒家を建てるとか、親の土地のところにも新宅を建てるとか、そういったものについては届けの対象にはなりませんので、そういったものを届けてもらうことにはなりますが、大規模な開発の場合には届けてもらうことにするわけですけれども、そういったことでの対象にはしておりませんので、その辺については今までと何ら変わりはないということですが、居住誘導区域の中に居住してもらうために市の施策を立てて、そういったところにどんどん広がらないで住んでもらえるようにしたいというのが適正化計画ということで、那須塩

原市などの非線引き地域では人里には大体そんなようなイメージがあると。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ありがとうございます。

全協資料にもある、今ご説明いただいた部分であるのはわかっているんですが、今回の国交省のコンパクトシティを進めるという考え方で、実際に国庫補助もついてこうやって計画をこれから立てていくんでしょうけれども、これはどのぐらいのクラスの都市がこれに手を挙げて、今回計画を立てるためにスタートしてきているんでしょうか。多くの自治体がこれにのっているんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 今、26年度からということでスタートしておりますが、この都市再生特別措置法の一部改正が26年8月1日なので、それ以降にということになってきますが、今県内で手を挙げて進めているのが宇都宮市、あと栃木市、それから下野市と那須塩原市ということで、正式には今。あと、それ以外のところもこういった説明会をその都度、県とかあるいは国が主催でやっています。説明会とか打ち合わせ会みたいなものをして、その中でも考えているというようなところも実際にあるようですので、これからまだ策定の期間の猶予期間がありますので、その中で動きはあるのかなというふうに思っておりますが、そういった中で去年の大田原なんかも、こういう場合どうなのというような質問も出しているので、ちょっと気にはかけているのではないかというふうな想定はしておりますが、今本当に動いているというところでは、今申しました各市というところになるかと思えます。

あと、県外等につきましては、かなりのところで動いてきておりまして、そういう状況はあります。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 具体的に、全協資料の中でお示しいただいた想定スケジュールというのがあるわけですが、スタートは庁内で検討しますよということで会議を設置して進めていると。それについては、これは正式になってくるんでしょうけれども、都市再生協議会を設置して行っていくというふうに記載がございます。

これらについては、じゃ外部にももちろんなるわけですから、どういったメンバーを想定して、これ本当に大きな事業に最終的にはなると思うんですね。計画を立てて、その後の事業をどういうふうに進めるんですかといったときに、本当にこれは予算的にも相当のものになってきますから、綿密なというか、しっかりとした検討がなされないと、ちょっと駅前の活性化事業とはまた違う意味合いがあるんだと思うんですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 この外部の委員会につきましては、国のほうから示されているものが、一応こういったところというのがありますので、そういった中で進めたいというふうに思っておりますが、一応今想定しておりますのは、県、それからUR都市機構、地方住宅供給公社、県でいうと栃木県の住宅供給公社ですかね。それから、この誘導施設の整備を行うための民間事業者、あるいは商工会、バス会社とかJR等の公共交通事業者等が一応例示されておりますので、まだはっきりこれとこれというふうには決めておりませんので、これからそういったものを立ち上げていく中で、ほかの自治体等もありますので、そういったところを参考にしながらちょっと検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで都市計画課の審査を終了したいと思います。大変お疲れさまでございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課の審査

眞壁委員長 今回、都市整備課関係の付託はございませんので、これより予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

眞壁委員長 議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

松本都市整備課長（議案第6号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬委員。

相馬委員 それでは、何点かちょっとお聞きしたいと思います。

今説明がありました黒磯駅周辺の中で、まちなか交流広場の用地の件、質疑で随分詳しく説明を受けましたので、その点について内容はいいんですが、場所をもう一度確認したいんですが、チサン跡地の西側という答弁だったかと思うんですが、あれがこちらの板室街道まで抜けるという判断でよろしいでしょうか、それが1点。

それと、その下の東口バリアフリーの件なんですが、以前から私も質問等でやったんですが、周辺地区、大田原さん、那須町さん、那珂川町さんですかの協力を得られる、できれば協力を云々というお話だったんで、その辺の状況をお聞かせく

ださい。

それから……。

眞壁委員長 相馬委員、1点ずつ。

相馬委員 1点ずつ、じゃごめんなさい。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 ご質問の黒磯駅周辺地区都市再生整備事業の用地、まちなか交流広場の用地で板室街道まで抜けるのかというご質問、今回の27年度に計上しております用地購入におきましては、板室街道まで抜ける形の用地購入ではありません。おっしゃるとおり計画に載った西側の用地にはありませんが、板室街道まで抜けるということではありません。

1つ追加で、今年度、26年度、購入しました旧ダイユ跡地ですが、細い形で板室街道までは抜けているところではあります、現在は。ただ、27年度予定部分として購入したことにより板室街道まで抜けるということではないということでございます。

〔「もっとあるよ」と言う人あり〕

松本都市整備課長 以上です。

もう一つ、那須塩原駅東口バリアフリー化事業においてのお話ですけれども、こちらにおきましては協議会ということで、以前からお話しさせていただいているところがございますけれども、協議会を立ち上げまして、こちらは大田原市さん、那須町さん、那珂川町さんと本市ということで協議会を立ち上げまして、第1回の協議会を行いまして、その協議会を立ち上げることにおける要綱等も了解を得てつくったところであります。これからは、協議会負担金についての協議をさせていただく予定となっているところであります。

以上でございます。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 補足で、エレベーターの関係な

んですが、今答弁がありましたように、協議をさせて、ある程度の案は、財政割合とか人口割合とかいろいろな提案までさせてもらいました。そういった中で2回の打ち合わせの中で、特に那珂川町さんのほうから、那珂川町さんの町議会の中でも何でうちのところで負担しなくちゃならないんだというような意見も出ています。できればうちとしてはゼロがいいんだというふうな具体的な話も出ていますのでありますので、かといっても那須塩原駅案内のところも確かに設置している中で、那須地域の定住自立圏の中でやるから、ただ定住自立圏は1,500万円しかないのもうそれに充てられるというのはなかなか難しいというのが現状らしいです。

なので、今後どういうふうな形がいいかというのは協議をまたしていきますけれども、できるだけいただけるような方向がいいと思うんですが、そうなるかどうかはまだ未定でございます。

以上です。

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 理解をしました。

それともう一つ、黒磯駅西口、東西連絡橋、今回これ設計委託ですか、入っていますが、これはどう考えても真っすぐに設計はできないんでしょう。すみません、平らにというのがかな何というのかな。

〔「勾配がありますね」と言う人あり〕

相馬委員 はい。その件について。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 そちらのスロープ、勾配に関しては、今までJR側と協議させていただいているところなんですけれども、やはりあそこ特殊な直流と交流が変わるという中で、勾配に関しては改良の余地がないということで、ただ東口、西口にエレベーターを設置するというのでした。了解は得ておるところでありますので、それにおき

まして西口のエレベーターの新幹線の高架の関係で駅ホームにエレベーター設置する場所がかかってしまうという中でその件に関しても、ホームも市で借用して使わせていただくという形での内諾は得ているところであります。

〔「続けていいですか」と言う人あり〕

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 私の今の質問ですけれども、それでは続けてさせていただきます。

108ページの市営住宅の件についてお伺いします。

この中で新規の中で錦団地の高齢者対応改修工事設計が入っていますが、どのような改修をするのか、それをちょっと、高齢者対策ということなので、その件についてお伺いします。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちら錦団地高齢者対応改修工事設計及び今回工事のほうも予算計上しているところでありますが、こちら25年度、昨年度、今年度と実施しているところでありますが、工事の内容といたしましては、まず浴室の改修と床等、各部屋に入るところの敷居等の段差をなくす、また床を張りかえる、それにあわせて壁等の改修という形で考えているところであります。

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 なぜ質問したかということ、市営団地、先ほど18か19ですか、そのくらいあるそうなのですが、やはり高齢化、高齢者が多いというか、なってきた中で、いわゆる手すり等を含めた高齢者対策ができないかというご意見を聞いたので、その辺は今後どう考えるか、お願いしたいと思います。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 委員おっしゃられた手すりにつきまして、今年度、今後高齢者対応改修工事に

合わせまして各共用階段の手すりを設置したところでもあります。高齢者対応改修工事の対象となるところの階段部分を1階から4階まで手すり設置したところでもあります。

また、稲村団地におきましては、最初から新築当時から手すりが設置されておりますので、その辺は階段に関しましてはですね、よろしいかと思う。

もう一つ内部の改修工事で言い忘れたことがあります、内部に関しましては玄関、入り口に手すりを設置するようになっております、改修工事の中でですね。

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 玄関に、内部の話で申しわけないですが、玄関に手すりということで回答いただきましたが、それ以外の場所の今後そういったことを考える予定ではあるか、例えばトイレに行くところとか現在そういった入居者というのはいますよね、その辺を含めて対応をどう考えるのか、今後の予定で結構です。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こういった形、高齢者対応改修工事というのを今後も続けていくところではあります、市営住宅、当初建築時には高齢者向けという形でつくっておりませんので、先ほどおっしゃられましたトイレのところとかというのが狭いものですから、かえて手すりをつけてしまうと通行、歩行がしづらくなってしまうということもありまして、つけられないところもあります。ただ、できるだけつけられるところで、先ほど言いました、手すりをつけた浴室にするということも考えております。ただ、浴室におきましてやはり入り口部分、バリアフリーといいまして段差のない形のものやユニットバス等つくられておりますけれども、今回の改修工事におきましては、わずかなんですけれどもやはり浴室入り口も建物

全体の構造の関係で段差はついてしまっている、
こういう感じです。

今後の予定といたしますと、やはり入居されている
方にも1人で自立して住まれる方という入居
者の入居要件等もありまして、そういったもので
入居していただいておりますので、やはりこれか
ら車椅子等と言われますと、市営住宅入居が難し
くなります。

〔「いいです」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほかありますか。

佐藤委員。

佐藤委員 ページ数が105ですね。駅前広場管理
運営事業、2001事業についてなんですけれども、
新規で那須塩原駅西口広場の樹木の枝落としとい
うことで、これ新規で出たということは樹木の成
長に伴ったものということによろしいですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 委員おっしゃるとおり、枝が
伸びてきてしまったので、今回新規で枝落としを
上げさせていただきます。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 ということは、これ毎年ということじ
ゃなくて、随時ということになるんですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 おっしゃるとおり、毎年とい
うことでなくて、随時、今回、何年ぶりだかちよ
っと記録ないんですけれども、こういう形で計上
させていただきました。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 それについては、わかりました。

続いて、107ページですけれども、公園維持管
理事業の1001事業の中で、新規で烏ヶ森公園のじ
ゃなくて、都市公園の台帳作成業務ということが
ありますけれども、この内容はどのようなことな
のか、お伺いをいたします。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちらにおきましては都市公
園、新規に25年度及び26年度、那須塩原駅区画整
理地内の公園を新規で都市公園として告示したと
ころであり、またあわせまして関谷地区の区画整
理地内の公園を都市公園として告示したところ
であります。この都市公園として告示したこと
に伴いまして、公費の関係で台帳整備をしな
きゃいけないということもございまして、この
中で台帳を作成するものであります。

眞壁委員長 ほかございますか。

吉成委員。

吉成委員 ちょっと細かい点ですが、まず、105
ページ、佐藤委員のほうからも質疑があった駅前
広場の管理運営の中の枝おろしなんです
が、この枝おろしについては、あずまやとい
うか、大鍋が展示してありますけれども、あ
の隣の大きな木の伐採ということになるん
でしょうか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 おっしゃるとおり、巻狩り鍋
小屋のあった隣のダイオオショウという松
です。ダイオオショウという松の枝落とし
になります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 それはそういった依頼があったんで
やるということですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちら駅前広場を管理して
いる中で、枝が伸びてきて、景観的にもす
ごく見づらくなっているという意見等も
いただきました。また、カラス等がとま
ってすごいふんの話もありまして、そ
ういった苦情もありました。その中で
今回計上させていただいたところ
であります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 駅前いろいろな木があるから一概には
言えないんでしょうけれども、結構変わった木

はありますよね。ことし、去年ですね。去年のクリスマス時期に、あそこをイルミネーションで商工会の有志の人たちが飾ったわけですが、あの木も利用して飾っているわけですね。それらに関して、どの辺の枝を払うかというのはよくわかりませんが、それによってはちょっと電飾した場合に少し変わってしまうのかなという気もするんですが、そういった部分は危惧されることはないわけですね。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 私もイルミネーションを見させてもらいましたけれども、そんなに上のほうだけじゃなくて下のほうの部分で電気をつけておられました。そういった中で私も那須塩原の駅のあそこの待合室にちょっと座りますと、あの松が視界の妨げになっていると。せっかくいい展望があるのに妨げになっているので、あの木を切っちゃったらどうかというふうな私個人的な考えはあるんですが、今の段階で切っちゃうのはちょっと早いだろうというようなことで、あそこを再生利用するに当たっては切らざるを得ないような状況になってくるんですが、その間、5年ぐらいまだあるわけですから、そういった中で枝を抜くというような形の枝落としというふうに考えています。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 その点は了解しました。我々の間でも早く切れという話をしますから、本音はあるんですが、了解です。

次に106ページ、黒磯駅の周辺地区の都市再生事業についてなんですが、先ほども相馬委員のほうからお話があったんですが、今回のまちなか交流センター、質疑の中でも出ていましたけれども、実際に購入する理由として、駐車場等が狭いというか、駐車場を確保するためにというお話があっ

たと思いますけれども、実際に今回の幾つでしたっけ、平米数。

〔「20ですね」と言う人あり〕

吉成委員 そうすると、台数的にはあそこにどのぐらいの車が駐車可能になるんでしょうか。結局、この交流広場に駐車場をつくるということは、交流広場も利用していただくというのは当然のことだとは思いますが、そのほかに多少でも歩いてというような要素を含んでいるんだと思うんですね。そういったのも含めてちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 まだ設計して絵を描いていませんので、はっきり何台というふうな形では申し上げられませんが、できるだけ広くというふうに考えておまして、また駐車場だけでなくイベント広場としても使うということからすると、駐車場だけということじゃなくてステージなんかもあったほうが、できればまたいいのかなというふうに考えるものでございます。

そういった意味で、そういったステージをつくるにしてもですね、用地が奥まで広くあったほうがいいということで、今回、今までだと2,400だったのが1,300ぐらいですね、6割ぐらいですかね、ふやすという形になりますので、どういうふうなレイアウトがいいかというのは、今度27年の中で考えていきたいと思っています。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 今後の設計の仕方ということですね、それは了解しました。

じゃ、新規で今度は那須塩原駅前周辺のやはり同じ都市再生事業の今回の内容としては、実際に整備計画を立てるための調査業務ということになるわけですが、この調査業務についての具体的な内容、全協の際にも1枚資料をいただいて

いるわけですが、もう少し詳しい内容を教えていただいてよろしいですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 都市再生整備計画をたてる際には黒磯駅周辺地区もなんですけれども、現況調査、またいろいろなどといったものが必要かという検討、検討委員会等を設けた中での調整会議と、また関係機関との調整とか協議打ち合わせ、そういったものが必要になりますので、そういった形でその後最終的には計画書策定まで今回の検討調査業務に含んでおりますので、そういったものを含めました業務委託料を考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、実際には計画策定に係る予算のほうが大きいということですか。一度当然あの周辺区画整理事業があって、駅の改修がされているわけですよね、一度はね。なおかつ今回また調査も入れるということになると、具体的に本当にどういう調査が主になるのかなというのがちょっと疑問なものですから、そこもし具体的な調査内容がわかればお示しいただければと思います。

眞壁委員長 部長。

若目建設部長 ただいま吉成委員のほうからお話がありましたように、どちらかという計画策定のほうが主になっていまして、現況というのは交通量とかですね、どういった土地の状況になっているとか、そういった現況を把握しているんですけども、都市再生整備計画というのはですね、どういったら再生になるか、にぎわいが出るかというようなことなので、そちらはどちらかという重く、重点的にやらなくちゃならないと思いますので、今まで説明してきたような広場の整備をしますよ、電線の地中化をしますよ、公園の整備をしますよというだけでは、これは余り意味がないことであるので、その周辺の土地利用です

ね。要するに今度庁舎の位置が決まって、その庁舎と駅との間の土地利用をどういうふうにしたら民間が誘導できるかと、そういったことをぜひやっていかないと、せっかく事業を導入する意味がないかなと考えていますので、そういった検討も含めて計画を2年かけて策定をやっていきたいというふうに考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

物すごくこれは非常に大切なことだと思うんですね。やはり県北の顔が今ある意味で、ちょっとぼけた顔になっているわけですから、それをはっきりした顔にしていくということで期待はしております。

次に、107ページの公園の維持管理の点でちょっとお聞きをしたいと思います。

今回、烏ヶ森公園の園地の照明の設置ということで計画が立てられて、その後工事請負費にも予算が計上されているわけですが、これは照明ということは、あそここのところ駅伝なんかの練習のメッカなんていうちょっとそんなことも言われているわけですよね。その辺も考えての今回のこの照明灯の設置ということになるのでしょうか。従来公園にちょっと明かりが少ないとか、それから改修が必要だからというようなことでの発想なんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちら委員おっしゃられるとおり、今年度園路の整備、ウッドチップ等でも整備をやったところでありますが、この中で整備した園路につきまして、やはり秋から冬にかけては日が暮れるのが早いという中で、先ほど走られる方、また園路を散策される方、夕方になるとちょっと危ないというような話も聞いた中でですね、安全面も考えた整備した園路の部分の、園地照明

灯設置ということになっております。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 以前に平成26年度予算化された際に聞いたのかもしれませんが、ウッドチップで整備された練習用道路というのか、その延長距離とそれから照明としては何基ぐらい設置されるんですか。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 私の記憶ではたしか2.6kmぐらいだと思うんですよ。それで今回の照明は30基を予定しておりまして、LEDで、最初ソーラーというふうなものも考えたんですが、ちょっとソーラーだと明るさの面で無理かなということで電気を引きましてLEDの照明という内容です。設置箇所につきましては大体50mぐらいということで、あとは上の交差する箇所についてはつけるというようなことで考えております。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。

あと1点ですね。先ほど私がちょっと聞き漏らしちゃったのかなという気がするんですが、同じく工事請負費、それからその下の土地購入費の中の両方なんですけど、帰属公園の遊具の撤去ということが工事請負費の中の最後に入っていて、それから先ほどの説明でいうと烏ヶ森公園で用地、これじゃなかったか、勘違いしました。遊具の撤去というのは、どこに当たるんでしょうか。

ごめんなさい、それとその下の都市公園等を長寿命化事業の中での説明でも、この工事請負費の中に遊具の撤去という説明があったと思うんですが、それらのことについてお聞きをいたします。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 まず、公園維持管理事業の中の工事請負費、帰属公園遊具撤去ということで、

じゃどこの公園かということなんですけれども、こちらの帰属公園といいますのは分譲開発ですねによってできた公園における遊具の撤去で、こちらから今年度除染工事をやっている中で地元の方がやはりその中で公園等に目を向けた中でもう古くなった公園を撤去してほしいという要望等がふえてきているところでありまして、また来年度もそういう形での要望が出てくるということでの帰属公園遊具撤去ということで計上させていただいています。

次のご質問の都市公園等長寿命化事業につきまして、……。

〔「ここには書いていないですけども、先ほど説明の中で遊具の撤去という課長の説明もあったんですが」と言う人あり〕

松本都市整備課長 間違えておりました。それは更新となります。長寿命化事業の中で更新工事というものがありまして。更新というのは、既存のものを撤去して新たなものという形の更新工事が都市公園長寿命化事業はありまして、そのものとなっております。

〔「了解です」と言う人あり〕

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 あと最後にもう一点、108ページの市営住宅に関する管理もそうなんですけど、この中のやはり新規修繕の中で説明にもありましたけれども、老朽化が進んでいる住宅の入居移転に伴う空き家修繕ということなんですけど、これらは具体的にはどのぐらいの補修でどこになるんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 ご質問の老朽化住宅入居者移転に伴う修繕ということですけども、こちら予定しておりますのは三島住宅とまた入居者の希望等もあり、まずは説明としましては入居者移転、

今回の移転補償を見ているところでありませけれども、こちらは烏ヶ森住宅及び稲村団地の入居されている方の移転を考えておまして、その方々の移転先としての空き家修繕という形で修繕料の中に計上させていただいているところですが、こちらの空き家修繕の戸数といたしましては、金額としては369万ほど計上しているんですけども、修繕戸数としましては3戸を見込んでいるところがあります。ということよろしいでしょうか。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、新規の老朽化住宅入居移転に伴う空き家修繕の総額としては幾らになるんですか、3戸で幾らというふうになるんだと思うんですが。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちら3戸で369万を見込んでおります。計上しております。

〔「了解です」と言う人あり〕

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

植木委員。

植木委員 今のものなんですけど、これ烏ヶ森と稲村ということで369万、烏ヶ森が何戸で稲村が何戸なのか、3戸のうち、2の1なんでしょうけれども、どっちが2でどっちが1か。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 ごめんなさい。私の説明がちょっと言葉足らずだったみたいで、移転補償する対象の団地が烏ヶ森住宅に入居されている方と稲村団地に入居されている方で、この空き家修繕におきましては、三島住宅を考えておるところであります。募集をかけていない、三島住宅はですね、そういった移転事業を考えておりますものですから、入居募集をしていない部屋がありまして、そ

ちらの修繕費です。

〔「この上の396万の修繕費用というのは三島住宅の修繕費用ということなんですか」と言う人あり〕

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 計上しているのは、そういった形を考えています。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、そのほうの5項2目の一番下のほうなんですけど、工事請負費で先ほど相馬委員が錦団地の高齢者対策改修ということで質疑があったんですけど、その次の老朽化住宅解体、これは錦団地の中の老朽化住宅を解体したのかあるいはほかなのか、何戸解体しているのか、それについて伺いたいんですが。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 老朽化住宅解体工事は、こちらは稲村団地の平屋及び先ほど言いました移転していただく烏ヶ森住宅の一戸建て平屋住宅を考えております。

訂正させていただいてよろしいですか。間違えました。

この老朽化住宅解体工事は一戸建ての烏ヶ森住宅9戸、一戸建て平屋9戸を計上しております。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、余計ちょっとはみ出すような意味になりますが、そうすると最終的に烏ヶ森住宅は何戸残ることになるんですか。全部なくなりますか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 今16戸ありまして、9戸解体しますと、残り7戸という形に27年度末ではなるかと思えます。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

この項はそれで了解します。

ちょっと戻ってもらいまして、106ページですが、西那須野西地区都市再生整備計画事業3501事業ですか、この中で報酬、非常勤職員報酬でまちづくり交付金評価委員会というのが14万8,000円計上されておりますが、ちょっと余り聞いたことのないような委員会なんです、この委員会の構成委員数、それから選出はどうして選出したか、それと報酬の内容はそれぞれどんな内容か、あとは開催は年間どのぐらいで、それと最終的に市民に公表するという事なんです、この公表の時期はいつごろなのか、あわせてお伺いします。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちらのまちづくり交付金評価委員会はこれから選定していくところでありまして、予算計上は10名の委員さんを考えた中での報酬となっております。こちら報酬費は市の基準に基づきまして7,400円という形で2回ほどの会議を予定しております。構成の中身としましては、学識経験者ということで県内宇都宮市の大学の先生等を考えているのと、商工会の方とか、そういった方々の市内の委員さんを考えているところでありまして。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 選定基準がそうすると、公募ということになりますか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちらに関しまして西那須野駅西地区におきまして今回の都市再生整備計画は2期になるんですけれども、1期のときにも同じような形でやらせていただいた中では、市のほうで選ばせていただいて、このまちづくりに関して都市再生整備計画、まちづくりに関わった方の市内それぞれの商工会とかそういった方々も委員さんになっておられるということです。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。2名で1人7,400円、年2回ぐらいやると。学識経験者あるいは市内の住民ですか、そういった代表を選んでいくと、市のほうで選定するという事ですね。

それといつごろあと公表されるのか、予定なのか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 最終結果公表はことし年末、12月ぐらいにやろうと思っているところでございます。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

現状ではそういうふうな状況ですね。

それともう1件だけ、98ページに戻っていただきまして、建築事業推進費3001の中の委託料はお聞きしていいんですよね。

眞壁委員長 いいです。

植木委員 この委託料に市有建築物定期点検パソコン保守、紙ベース平面図等のデータ化ということで、今年度493万1,000円計上されているんですが、昨年も全く同じ委託の内容で、昨年度は337万円ということだったんですが、百何十万がデータを増額した理由あるいは中の内容に変化があったのかお伺いしたいんですが。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちらにおきまして、その中で市有建築物定期点検という委託料なんです、こちらの先ほど説明で言いました建築基準法12条で行うものであるんですが、この中で建築物の建築設備、これは毎年行うようになっています。もう一つ、建築に対する敷地構造に関する点検、こちらは3年に一度ということになっておりまして、27年度がその3年に一度の点検になりますものから、その分が昨年、26年度よりも増額となっ

ているところであります。

〔「わかりました。了解です」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

眞壁委員長 次にその他に入ります。その他で何かありますか、執行部のほう。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 よろしいですか。

委員さんは。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、都市整備課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでした。

なお、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。開始は13時からでございます。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課の審査

眞壁委員長 今回、道路課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第6号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

遠見道路課長（議案第6号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 最後のほうから、104ページのまず1款1項3目の河川整備費、これは質疑でも出ていたと思うんですが、余りなじみがなくて申しわけないんですが、委託料としてこの勘定原堀、それから新規としては津室川の測量設計ということ

なんですけれども、これ、現実にどの辺の事業になるのか、ちょっと説明いただければなと思うんですが。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 勘定原堀でございますけれども、勘定原堀は、カゴメの工場の横のあたりに流れている水路でございます。来年度、550mほどの委託を計画するものでございます。地図か何かお見せすると一番わかりやすいのか。

勘定原堀でございますけれども、一番上のあたりで赤く塗ってあるところでございまして、勘定原堀整備ということで、カゴメの裏から井口放水路があるということでございます。位置的には、カゴメ工場の後ろのあたりということでご理解いただければと思っております。

次に、津室川でございますけれども、これにつきましては、JR宇都宮線付近のところでございます。西那須野運動公園の東側に流れている水路の一番下流側のあたりということでございまして、これらの委託ということでございまして、約50mほどを見込んでおります。津室川の下流側、蕪中川に接続になるというところで、そのあたりの部分ということでございます。

それから、工事を実施したいと思っておりますのが、中ほど、一番下のあたりでございまして、拓陽高校、それから西那須野中学校に囲まれるあたりの区域ということで、赤くしるしをつけた部分で、来年度、210mほどの工事を計画したいというところでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 この勘定原堀というと、多分、平成10年の那須の大水害の際には、これ、今回、全て3カ所においてやはり底水が出たという経緯はあったと思うんですけれども、特に今回のこの整備区

間に関して言えば、この下の高柳の運動公園がありますが、あそこに入ってくるあの堀なんですかね、これは。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 おっしゃるとおりでございます。西那須野運動公園の横に行く水路ということでございまして、現在の国道4号の横断するところは完了してございます。それから上流側に向かって、まだ未整備になっていると。

今回の委託をする部分については、特に土水路のまま残っている部分がございますので、そこら辺を先行して委託をかけてまいりたいというふうなことで考えているところであります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、津室川の整備のほうなんですけれども、これは線路を含んでその下を整備なんですかね、ちょっとよくわかりませんが、JRに係るんですか、これ。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 JRの横断は現在できておりまして、それから上流部分のところの整備を進めてまいりたいというところでございます。

吉成委員 これに関しては今回新規ということになっていますが、この後、蕪中川に入っていくように、こうなっていますけれども、そうすると、もう整備はその先はされているということですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 蕪中川につきましては、地権者のいろんな問題がございまして、途中でとまっているというふうな状況でございます。それらが解消できれば、一級河川でございますので、一級河川の接続まではできるかなというふうなことでは考えておるところでございます。

以上です。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 今、蕪中川の話が出ましたが、ちょっと補足させていただきたいんですが、蕪中川につきましては、県の事業で、下流側から進めてまいりました。新南下中野線との交差点付近の地権者の協力が得られないので、新南下中野線との交差点のあたりでとまっているというような状況になっております。

今回の部分につきましては、JRと市道槻沢通り線との間の整備でありますので、これにつきましては未整備ということで、ここが終われば市のほうの下流の部分については終わるんですけども、下流側はまだ未整備のまま残るといふようなことでございます。

吉成委員 わかりました。

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 じゃ、いいですか。去年というか、平成26年度の予算のときも聞いた気はするんですが、改めてお聞きしますけれども、202ページから203ページにかけての、それぞれ補助で交付金が出てきているわけですが、社会資本整備、それから防災安全、そして地域再生で、本当によくわからないんですけども、この事業の分け方がですね。どういうふうに、先ほど課長が、最初の例えば社会資本整備総合交付金はこういうことにやりますと、ちらっとは言っていたかもしれませんが、それぞれ、当然、使う目的が違って、多少の違いはあって、この交付金というのは交付されていると思うんです。そのメニューに合ったものを今回も、当然、那須塩原市道路課として当てはめていったんだと思うんですけども、もう少しわかりやすく説明していただくと、どういう交付金の違いがあるものかというのをちょっとお願いします。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 まず、社会資本総合交付金でござ

いますけれども、これについて先ほどちょっと簡単にご説明申し上げましたけれども、都市管理でありますとか公共施設など、アクセス向上を行うための事業が該当になりまして、これにつきましては、県のパッケージということで事業を進めているものでございます。これらにつきましては、国とか県、国道、それから県道、市道などもあわせてパッケージを組んでいる事業ということで、規模的にはちょっと大きなイメージとはなっておりません。

それから、防災安全交付金事業でございます。これも県のパッケージ事業でございます。これは、県道、それから市町道のパッケージということでございまして、それぞれ上にはございませけれども、例えば施設の長寿命化でありますとか、あとは歩道の整備、通路の整備などに関するものということで、歩道を設置するとか、あとは、交通安全上支障があるというようなものが対象になってございます。

ちなみに県のパッケージ事業でございますけれども、これは306路線ほど県全体でパッケージになっているということでございます。

それから、地域再生基盤強化交付金でございますけれども、これは、地域の課題を解決するための事業ということで、市町道、それから農道、広域農道ですね、それから林道などパッケージを組んだ事業ということでございます。那須塩原市の場合、林道と市道のパッケージということで、市道が16路線、それから林道が3路線ということで、全体で19路線ということでパッケージを組んでございます。

先ほどちょっと説明が漏れましたけれども、新南下中野線につきましては、事業がなかなか進まないということで、社会資本整備交付金で今までずっとやってきたところでございますけれども、

こちらの地域再生整備交付金のほうにも取り組めるということで、切り分けをいたしまして、若干、補助率が5%ほど低いんですが、これらを用いて事業の促進を進めたいということでございます。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 今の説明を聞いてもなかなかわかりづらいとは思いますが、まず1つ違うのは、国交省所管か内閣府所管かというのがございます。社会資本整備交付金は国交省所管でございます。地域再生、道整備のほうは内閣府の所管でございます。内示率を見ますと、内閣府から来るその地域再生、内閣府の道整備のほうは、今までの例でいきますと、要望どおり100%来ております。

ところが、社会資本の場合には、範囲が広いというようなこともあって、県に配分されるんです。県のパッケージという話をしましたけれども、県の中で、県内でこういうふうな各市町村のやつを吸い上げて、県で計画を策定してやる事業なものですから、県に予算の内示があって、県からまた市に対して割り振りがあって、内示が来ることになっておりますので、最近の内示率で見ますと、要望は国に対して大体50%ぐらいしか来ていないというふうな状況でございます。社会資本につきましては、

そういったことから、今回、新南下中野線につきましては、いつまでもそういうことでやっていると進まないの、補助率は若干低いんですけども、5%ほど低いんですが、内閣府の道整備交付金と社会資本整備交付金を両方併用して、区間は当然ダブってはできないので、区間を分けてやるというふうなことでございまして、あとは、その防災安全というのは、老朽化更新とか安全空間の確保というような目的なので、これは舗装の修繕、あとは道路の整備関係でいくと、通学路になっている道路、これは防災安全のほうでやること

ができます。通学路の道路の場合には、改築、歩道設置ですね。

ですから、なっていないところは社会資本で入れなくちゃならないというような、そういうふうな分け方がありますので、ちょっとわかりづらいんですが、そういうふうな状況でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 大まかかったような気がします。

そうすると、今の3つの交付金事業から漏れたものが、市の単独の整備という理解でいいんですか。

今回の新規で、その単独のほうで入ってきている駅東口下永田線がありますけれども、これらもそういう対象に入ってもいいのかなという気はするんですが、そうするとこれは、先ほどの3つの交付金事業には入らないのということになるわけですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 駅東口下永田線でございますけれども、現在、15メートルほど、用地を取得できていない部分がございます。その部分の用地取得、それから改良事業ということなので、規模的にちょっと少ない、小さいということでございますので、単独事業として当て込んでいるということでございます。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 同じく黒磯唐杉線、沓掛佐野線もそうなんですが、黒磯唐杉線は、26年度に歩道を整備して、この庁舎からも、この第1分水線のほうですね、約200mほど歩道整備しました。ここにつきましては、都市計画街路の網がかぶっておりまして、一番いいのは、都市計画街路として道路も広げながら整備するのがいいんだと思うんですが、そうするとかなりの事業費がかかるので、ちょっとの今のタイミングでは難しいという中で、

ここににつきましては、共英小学校の子どもたちが通学していて、大変危険な状態にあるので、じゃ、そういったことで、暫定といいますか、ちょっと長い間の暫定になりますけれども、そういったことで歩道を整備しました。

27年につきましても、今、26年で、今度、こちらの南側につきましても用地買収を進めておりますので、その用地買収したところについて歩道を整備したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

佐藤委員。

佐藤委員 101ページです。一番上の新規で講習会がありますね、チェーンソーから玉掛けということで、これにつきましては内容を、人数等についてお伺いをいたします。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 それぞれ2名ほどの受講ということで計画しているところでございます。現在の受講といたしますか、この講習を受けていない方がたくさんいるので、道路安全衛生上好ましくないということで、新規でございませけれども、来年からこういうことで講習を受けさせたいということで、予算を計上させてもらっているものでございます。

フォークリフト、それからクレーン玉掛けについては、資格を持っている者が何人かいますけれども、それ以外のチェーンソーとか刈払機の受講が、今まで、事業は実際にやっているところでございますけれども、安全衛生講習を受けた者はおられないということで、来年度から、対応する職員全員に受けさせていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上です。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうすると、最終的に何人ということで、それに達するまで継続していくということによろしいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 現在、現業、現場で働いている職員7名おりますけれども、これが全員講習が終わるまでは継続していきたいと思っておりますし、また、新規に人事異動などで入ってきた場合には、そういうものを持っていないときには実施させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

眞壁委員長 よろしいですか。

佐藤委員 それにつきましてはわかりました。

では、次のページです。102ページになります。

道路の除雪対策事業についてなんですけれども、その中の委託料ということで、除雪と融雪剤散布、砂まきということでございますが、これは前年度と同様に、多分、業者委託していると思うんですけれども、それについての変更はあるかどうかなんですけれども。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 今年度から、昨年度の大雪を踏まえて、除雪体制を若干見直してございます。まず、10cm程度降ったときは1次体制ということで、通常の今までの13社でございませけれども、これが実施をすると。幹線道路を実施する。20cmを今のところ見込んでございますけれども、これよりも積雪があったときにはということで、2次の委託ということで9社ほど見込んであるというところでございます。

そのほか直営で実施しておりますけれども、これらに関する支援といたしまして、まだ実際にこ

としも試行ということでやりたいと思っているところなんです、酪農業組合からの支援をいただきたいということで進めてきたところでございますけれども、そういった事態が発生しなかったので、そこについては、ことしは支援いただきたいということでございます。

以上です。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうすると、ことしは、酪農家の支援というか、それはないということで、じゃ、今後想定された場合は、どういう内容になるかわからないんですけども、検討していくということでよろしいんですか。

邊見道路課長 まず、先ほど申し上げました1次体制、2次体制ということで、業者委託の分はそのままさせていただきたいと思っています。

それで、直営の部分の酪農家支援、それから、万が一、その1次体制、2次体制でも間に合わないような事態が発生したときには、やっぱりそのような形で支援が必要な場合が出てくると思いますので、そのあたり、今後検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 それらについて、当然、記録的な大雪があつて、当地域でも酪農家がありますけれども、重機を持っているので、そのときには、当然、自主的に通学路を優先的にやっていただいたんですけども、やはりそのとき、例えばそういう協定が何かを結んでいないと、ガードレールにぶつかったとかいろいろあったときに、補償がどうなんだということで聞かれたものですから、今お聞きした次第です。それにつきましては、検討していくということで、了解いたしました。

続いて、103ページです。一番上の道路改良費

の工事請負費ということで、埼玉鳥野目線道路改良からときわが丘通り線の舗装、改築まで何路線がありますけれども、その道路改良を終わった、舗装改良の、具体的にどのような形で改良していくのか、お伺いをしたいと思います。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 まず、埼玉鳥野目線でございますけれども、約300mほど実施をしたいと考えてございます。場所につきましては、西岩崎線付近、鳥野目街道付近から浄水場に向かってということで、300mほど計画してございます。

それから、島方団地中線につきましては、ブリヂストンの交差点から学校橋まで約280mほどございますけれども、これの全線を単年度で完成したいと考えてございます。

それから、二区町緑線の舗装修繕でございますけれども、これは大田原側から実施してまいりたいと考えておりまして、来年度は大田原と西那須野の境から600mほど東側に向かって工事を実施していきたいというふうに考えてございます。

それから、洞島青木線につきましては、橋梁の桁まで終わりましたので、上部工、実際に歩く部分の工事だけを実施していきたいと思っています。橋長31mほどでございます。

それから、石丸鍋掛線につきましては、舗装修繕でございます、鍋掛小学校側からですかね、あちらから今進めておりまして、引き続き700mほど実施をしていきたい。

それから、島方芝中線につきましては、332側から北側に向かって今進めてございまして、引き続きで900m弱ほど実施していきたいということであります。

それから、ときわが丘通り線につきましては、舗装の悪いところから逐次修繕をかけていきたいと思っております、来年は約1kmぐらいでき

ればとされているところでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 訂正いたします。

二区町緑線舗装改良、改築とご説明申し上げましたけれども、これは道路改良工事ということでご理解願いたいと思います。訂正させていただきたいと思います。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そのメーター数は理解したところなんですけれども、その内容をどのような形で、オーバーレイとかいろいろ、打ち直しとかあると思うんですけれども。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 じゃ、改めましてご説明申し上げます。

まず、舗装修繕といたしましては、石丸鍋掛線、島方芝中線、ときわが丘通り線でございますけれども、これにつきましては、一度舗装をはがして、新たに舗装し直すという内容でございます。

それから、埼玉鳥野目線、島方団地中線、二区町緑線につきましては、道路改良工事にあわせて舗装まで実施して、という内容でございます。

眞壁委員長 よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい、わかりました。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 最後に、市単独の道路整備事業、4001事業ですね、同ページ、103ページです。中ほどの新規で土地購入費ですね、新規で駅東口下永田線についてなんですけれども、これは、この内容についてはどのようになっているか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 西那須野駅から大田原に向かっていく通りでございまして、途中、もみじ通りが、渡辺事務所のすぐ近くの、駐車場のすぐ近くです。

佐藤委員 渡辺事務所は、ちょっと私は存じ上げていません。

邊見道路課長 西那須野駅から……

佐藤委員 後で調べますから大丈夫です。

邊見道路課長 拓陽高校のほうに向かっていく道路の途中に、道路が一部狭くなっているところがございます。これは以前に用地取得ができなかった経過がございまして、それらが用地取得が得られるという話をいただきましたので、これに対する用地取得費ということで、補償費まで見込んでいる予算ということでございます。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 ということは、拡張するということがよろしいですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 前後が拡幅になっていますので、そこに合わせて拡幅するという内容でございます。

以上です。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 この部分につきましては、用地が取得できなかったのが、今、右折レーンを本来つくるべきところなんです、右折レーンがないんです。幅が狭くなっていますので。ですから、拡幅することによりまして右折レーンを設置できるというふうな形になります。

佐藤委員 そうすると交通渋滞の解消にもなるということですね。

若目田建設部長 そうですね。

佐藤委員 わかりました。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

相馬委員。

相馬委員 道の駅の管理運営事業なんです、先ほどの説明で、道の駅の測量業務ということで、県からの無償譲渡をされるということで、駐車場

とトイレ以外ということで、譲渡された場合に、あそこは駐車場跡の緑地地帯がありますね、駐車場の。余り喜ばれていないというか、駐車場が狭いとか、さまざまな理由があったんですが、今後、無償譲渡された場合は、改良というか、そういったことも考えられるんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 一時は道路区域として指定を受けなくちゃならないということでございます。その後、市の裁量ということでお聞きしています。

したがいまして、駐車場ですとか、もしくは加工施設ですとか、そういったものもつくれるのではないかなというふうに考えているところではございます。

眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 先ほどの説明で、有効利用できるということだったので、ちょっと、じゃ、ほっとしました。わかりました。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 この道の駅につきましては、県との協議の中で、今の管理は、山の部分につきましては、小規模なものは市でやっているんですけども、木が大きく倒れたり、そういったものにつきましては県でやっているものでございます。

そういった中で、管理につきましては公社に委託をしているわけなんですけれども、県としても、県から市のほうに移管という話があった中で、当然、あそこにつきましては、サッカー場なんかもありますし、これからの、あそこに道の駅の明治の森の青木邸なんかもありますので、駅前の活性化のときに出ました、黒磯から板室までの線での拠点というふうな中で、十分あそこについては活用できるんじゃないかなということで、市のほうに移管になれば、先ほど課長からありましたように、最初は、道路区域、県道の道路区域となって

いますから、県の所管になっていますけれども、今度、市の道路区域という形で一時は移管して、その後につきましては、市の土地になれば、そういった目的に応じて、用途の変更なり道路区域の変更をして、いろんな用途に使えるので有意義だというふうなことで、譲渡を受けるものでございます。

大体7.5ha、面積がありますので。全体で7.5です。市で持っている部分はわずかしかないんです。今の産直といいますか直売所がありますが、あの部分ぐらいしかないので、2,000か3,000ぐらいしかないので、ほとんどが今、県の土地ということになりますので、その道の駅のトイレと駐車場の部分は、これは移管で市にはなりませんけれども、それ以外で、市が持っている以外の、お花畑になっていたり山になっている部分、これの移管を受けるといふような予定になっております。

以上です。

眞壁委員長 よろしいですか。

相馬委員 いいです。

眞壁委員長 ほか、ございますか。

植木委員 じゃ、ちょっとだけ。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 102ページで社会資本整備総合交付金事業、1001事業なんですけど、この中で、前からいろんな質問をしたりお聞きしたりしているんですが、委託料の中に新南下中野線、用地測量、それから物件調査とあるんですが、今年度、どの程度予定しているのか。

なかなかいろんな事情があって進みにくいのはわかっていますが、どの程度の内容について、今回の予算2,700万計上になっているのか。

それをお伺いすることと、それから、その下のほうに公有財産購入費、土地購入費、それと補償補填、賠償金、工事に伴う補償金ということで、

両方とも、上が道路用地で新南下中野線、下のほうが物件移転補償ということで、新南下中野ですね、この両方の予定内容についてお伺いしておきたいと思います。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 まず、委託料でございますけれども、用地測量、物件調査ということで計上させていただきます。具体的には、3期工区に入っていきたいと思っています。したがって、もみじ通りから新南公民館近くまでないということで、延長で約500mくらいかと思うんですけども、このところの用地測量と調査に入りたい。

続きまして、土地購入費でございますけれども、なかなか買えるところが正直なくなってきたということもございますが、まだまだ買わなくちゃいけないところも残っているというところがございます。

来年度につきましては、ライ斯拉インの付近の土地を購入できたらと思って予算計上したところでございます。これにあわせて用地取得部分の工作物とか立木の補償ができればというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

植木委員 どのぐらいの距離の道路用地取得になるのか。

それと、これは真ん中だから第1期工区のところよろしいんでしょうか。それとも、2期に入ったところなんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 第1期工区の部分でございます。今現在想定しておりますのが、約、土地購入でいきますと240㎡ぐらい、5筆ぐらいかなと思っております。あわせて、その工作物につきましては、その土地、購入したところとい

うことで、工作物、立木などということで、全体で3件ほどの補償が発生するかなということで見込んでございます。

植木委員 そうすると、ちょっと具体的な話ですけども、こちらから、もみじ通りのほうからずっと行くと新南公民館がありまして、それを過ぎて、道路が直角に曲がったりこうして、坂道が上がって山の上を歩いてライ斯拉インに出るわけですけども、あのいわゆる新南公民館から先で、ライ斯拉インのあたりまでの中のところで、いわゆる用地を購入できる場所は購入していきたいと、物件補償をしていきたいと。

どのぐらい進んで、どのぐらい残っているかは言えますか。じゃないと、ちょっと下中野のほうへなかなかいかないものですから。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 新南下中野線の第1期工区でございますけれども、用地取得の面積率でいきますと71%、件数別でいきますと60%程度ということでございます。全体で第1期工区は28件ほどございますけれども、残りまだ10件ほどは残っているというところでございます。残りの用地の面積といたしましては、約5,000㎡ぐらいまだ残っているというところでございます。

以上でございます。

植木委員 わかりました。少しでも進んでいただけてありがたいなと思っておりますけれども、質疑なので、以上です。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

吉成委員 いいですか、もう一回、もう一点、すみません。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ちょっと1件、聞こうと思って抜けちゃったんですが、100ページで、先ほどと同じよ

うな質疑になりますけれども、2項2目の道路管理費の中の道路維持管理事業ということで予算化され、毎年予算化されているわけですが、このうち、国庫補助で言えば、防災安全交付金が、昨年の330万からすると、今回はもう約9,000万からの補助金をここに入れているわけですよ。維持と、それから道路整備とももちろん分けてはあるわけですが、今回、これだけ多くをこの維持管理のほうに入れたという理由はどういうことなんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 国庫補助の関係でよろしいでしょうか。

国庫補助につきましては、防災安全交付金の中で該当になる部分があるということでございます。該当になる部分につきましては、橋梁の補修といったしましては、緑橋と百村橋の工事請負費、それから橋梁点検業務も補助対象になりまして、JRにかかわる4橋と、それから塩原管内の10橋の点検業務ということを予定してございます。全体でいきますと9,639万円ほどの補助対象費ということで見込めますので、これらを防災安全交付金の中で実施してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど1点だけ説明が漏れましたけれども、実は、ここに書いてございます工事請負費の中でありました塩の湯八方ヶ原線、それから百村木綿畑線の橋梁補修につきましては、国の緊急経済対策で補正がついたということで、最終的に3月補正の追加議案でご提出させていただきたいと思っています。

以上でございます。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 1点、ちょっと補足説明をさせてもらいたいんですが、防災安全の中で、その道

路の維持修繕で委託料が大きくなっております。9,669万6,000円。これの一番大きな要因は、橋梁点検業務ということで、JR跨線橋4カ所ほかってあります。これ、JRに、法の改正になりました、近接目視ということで、近くで目で見て点検しなさいというふうなことに法が改正されました。その中で、橋梁は一度うちのほうも点検をやっているんですが、それではちょっとだめだということで、JRに委託しなくちゃならないと、この点検をですね。そうすると何千万もかかっちゃうということで、ちょっと私も会議に行つて苦情を申し上げたんですけれども、苦情と要望も申し上げたんですが、そういった中で、この部分についてはかなりの、7,600万ほど、何だその額はというふうな形、JRの言い値。

JRは、恐らく足場をかけたりしてやるということ、あとは、フルタイムでできるわけじゃないので、列車が通らない時期とかというので、それで高いんだとは思いますが、全国的にそういうふうな形でJRに委託しなくちゃいけないという中で、非常に市としてはちょっと余り本意じゃないんですが、それで、補助がありますけれども、そういうことで予算に計上させていただいております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 理由がよくわかりました。

これ、ただ、今、部長からも補足の説明をいただいた、その橋梁点検事業に関して言うと、これまでであれば、市のほうで、だから単独で目視をしてきたということになるわけですか。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 近接目視ではなくて、遠くから目で見て、可能な限りで近くまでは行っているんですけれども、本当に近接では、JRの敷地の中に入ってなかなか点検できませんので、そういっ

た意味で、敷地外から見て、大丈夫だろうというふうな判断をしたというふうな、あとは、橋であれば橋のところからのぞくとかという形の点検だったものですが、そういった意味では一度は点検したということなんです、今度、国交省のそういった改正がございまして、近接目視、いろんな事故を踏まえての改正だと思っんですけれども、そういったことで、近接目視でやりなさいという、5年に一度やりなさいということになりますので、これは非常に市としても負担、重荷になるというふうに感じております。

以上です。

吉成委員 よくわかりました。

眞壁委員長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第6号については、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

その他

眞壁委員長 次に、その他に入りますが、その他で何かございますか、執行部。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 いいですか。

相馬委員 (置き砂について。除雪用のホイールローダーについて。)

眞壁委員長 それでは、ほかございませんので、道路課の審査を終了したいと思います。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建築指導課の審査

眞壁委員長 それでは、建築指導課の審査に入ります。

議案第25号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 議案第25号 那須塩原市手数料条例

の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

中村建築指導課長（議案第25号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

最初に、農業委員会の話が出ましたが、今回こちらに一括付託という形でちょっと説明させていただきました。もしわからない場合は、農業委員会が控えていますので。

それでは、説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 今回の一部改正によりまして、この各手数料がかかるということですが、改正の前は手数料無料だったということでもよろしいですか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 無料だったという部分に関しましては、最後のほうに申しあげましたバリアフリー法に基づいて併願申請をする部分、これにつきましては、バリアフリー法の申請自体が、もともと無料ということで行ってまいりました。これは全国統一で無料という形なんです、それと、法的に確認申請、通常料金を取っているものなんですけれども、それを一緒に併願することができるという法律の規定があるんですが、併願されるとバリアフリー法のほうが優先されますので、それに確認審査と同じものをくっつけてしまうと、料金が取れなくなってしまうということになります。その場合でも、例えば構造とかそちらのほうは、構造審査に関しましては外部、要は第三者機関に持っていくような形で審査していただくんですが、その料金が徴収できないと、市のほうで

その分を負担して、バリアフリー法の申請を受理するような形になりますので、それがないように、逆に個々のものに対して、特別に市のほうでお金を負担することがないように、今回料金を徴収すると。

ただし、今まで併願されたというのは、1本もございません。栃木県内でも、事例的にはほとんどないということですので、これからは恐らくはないだろうとは思いますが、もしも出された場合のことを想定いたしまして、今回手数料条例のほうを一部改正させていただいております。

以上です。

眞壁委員長 ほか、ございますか。

吉成委員。

吉成委員 バリアフリー法ではなくて、長期優良住宅建築計画のほうの、今回の住宅性能評価書ということで、一戸建てから201戸以上ということで、手数料が新たに加わっているわけですが、これはもちろん、先ほど説明ありましたから、法律の改正によってというのはよくわかるんですが、これが導入になる背景には、どういうことがあったんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 今までは、長期優良住宅に関しましては適合証というものがあまして、これも第三者機関等で、長期優良住宅に適合していると、基準に適合していますよという形の証明書がついて、長期優良住宅の認定を特定行政庁で行っていたところなんです、国のほうで、もうちょっと簡素化されたのが住宅性能評価書。要はもう1種類、その適合証のほかに性能評価書というものをつくりまして、幾らか簡素化されたものをつけて申請してもいいですよという法律が今回施行されるということになりました。

それはどちらかというと、今までは適合証云々という形になりますと、ちょっとやることが難し

いので、メーカーさん、例えば積水さんですとかパナホームですとか、ああいうメーカーさんが、ほとんど長期優良住宅の申請をしていたんですが、できるだけ民間の、例えば小さい会社とか、そういうものでもできるような形でやれるような形をとりたいということによってやってきたのではないかなというように感じております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、従来の基準適合の数値は当然あるわけですが、今回のこの新たな性能評価書というのは、つけなくてもいいということなわけですか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 つけないと、現実的には長期優良住宅の認定にはならないということです。つけてくるんですが、要は適合証よりも、申請者がやってくる項目が少ないもので申請ができる。ただし、適合証よりも少ないので、今度市のほうで審査する項目が逆にふえると。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 これもわかりにくいんですけども、基準適合通知というのは、確かに今話があったように民間のほうでやっていたと。その国から来ている資料を見ますと、評価項目が9分野27項目あったと、今までは、それをこれから長期優良住宅の、やっぱり認定を受けると、税関係が減免とかあって得するんで、それをふえるというのを見越して、今度4分野9項目というふうになっているんですけども、詳しい内容わかりませんが、数字上は項目が少なくなったということで、その取得がしやすくなるというふうになります。

料金の設定につきましては、これは県の料金と同じく設定をしているわけなんですけど、通知ありの場合、今までのものよりも今回のものは評価項目が少ないんで、それだけ市の審査が手間がかか

るんで、それよりは若干高くなっているというふうな形になっていまして、そういった通知書とか評価書がなくても、優良住宅として認定はできるんですけども、その部分、市のほうで審査の時間が非常に長くなったんで、そういった場合には大体、審査手数料が倍ぐらいの値段になっているというふうな状況でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 要は、特に先ほど説明あったとおりなんでしょうけれども、ハウスメーカーなんかは既にこれをつくって出していると。それが普通のハウスメーカー以外でも、出すことによって優遇税制を受けられると。その項目も簡素化したということと理解すればいいわけですね。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 要は、今までが、例えば先ほど部長が言ったように、27項目の審査で適合証という形で、もうその時点では、うちのほうで審査する部分というのはほとんどないんです。今回評価証明というのは、項目が例えば9項目とか、そういうふうに3分の1程度に下がっている。ただそれで、要は広くもっと出しやすい形にしようというのが目的だと思うんですが、ただ少なくなった分、ただ適合するためにはこの27項目をクリアなくてはならないというものがもともとあるものですから、その減った部分に関しては、市のほうで逆に審査をしなくてはならないという形になるので、手数料的には今までの適合証よりも高く設定させていただいている。時間もかかるものだから、そういうことでご理解していただければと思います。

吉成委員 わかりました。

眞壁委員長 ほかに、ございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

眞壁委員長 それではここで、予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

中村建築指導課長（議案第6号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 99ページなんですけれども、木造住宅耐震診断費補助事業ということで、木造住宅耐震診断費の内訳というか、どのような形で補助になるんですか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 木造住宅耐震診断費補助に關しましては、10戸分を想定してございます。補助率に關しましては、3分の2になります。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 それにつきましてはわかりました。

同じく、今のは木造住宅なんですけれども、特定建築物の耐震診断費についての補助ということで、こちら内容については同じなんですか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 特定建築物耐震診断費補助につきましては、一応那須塩原分で4件を予定しております。平成26年に2件終了しております。

1件が、一応対象となっておりますが、5,000㎡以上の不特定多数の人が集まる建築物ということなんですが、対象となっている物件に關しまして、一部使用を差し控えるということで、5,000㎡以内におさめてしまうという計画を伺っております。今回3件になってくるということで、残り1件分ということになってきてございます。補助率に關しましては、3分の2の補助率になります。

以上です。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 ちょっと訂正をさせていただきます。特定建築物の耐震診断につきましては、先ほど話がありましたように、5,000㎡以上の不特定多数の人が集まる施設ということで、病院とか、

あとは大きなホテル、これが対象になってきます。

この中で、病院につきましてはもう終わりました。ホテルも一番大きなところは終わりました。2戸残っているということで、先ほど1戸は来ないかもしれないという話だったんですが、予算上としては2戸分を計上しておりまして、補助につきましては、3分の2の補助ということで計上させていただきまして、これにつきましては県のほうからも補助が来るというようになっておりまして、国・県・市の3者の補助ということでございます。眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 先ほど申し上げましたのは、持ち主のほうから、ずっと何カ月かその話が来ておりまして、一応予算計上分は、補助を受ける資格があるものですから、一応2戸分を計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 ほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 次に、その他に入りますが、その他で何か執行部のほうでありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 建設部全体ではよろしいですか。

吉成委員 (住宅エコポイント制度について。)

眞壁委員長 建設部の審査は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

陳情第1号の説明、質疑、討論、

採決

眞壁委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第1号 給水区域の指定及び公営水道の敷設に関する陳情を議題といたします。

各委員さんのほうから、ご意見をお伺いしたいと思います。

佐藤委員。

佐藤委員 陳情を出されまして、きのう現地調査ということで見させていただきました。陳情者の、心配されているということで専用水道が廃止され

ているということで、あの方の近くに牧草畑があってそこに牛ふんがまかれて、そうした場合、次亜塩素酸ソーダでは死滅しないクリプトがあるということです。そちらのほう意見、心配されているということで、その陳情者の心情については十分わかるところであります。

しかしながら、廃止されたとはいえ、現在も継続して安定的に供給されているということが1点。

もう一点につきましては、クリプトについては、牧草畑から例えばふん尿が浸出して汚染されるのではないかと心配があるということなんですけれども、それにつきましては、現在使っている専用水道の水源と離れていますので、その心配は今すぐにはないのではないかとあります。

なおかつ、水道法の8条4号、給水区域がほかの水道事業の給水区域と重複しないということで、専用水道が今まであったんで、それはだめだということで、今回専用水道が外されたということで、なおかつその給水区域に指定されるのは可能だということは十分理解をしております。

それで、今回その給水区域に指定されたとしても、これ一般会計ではなくて企業会計ということでありますので費用対効果の部分があるということで、きのう見てきたところでは市道の位置から住域者のところまでかなりの距離あるということで、なおかつ日の出東自治会に加入しているのは10戸のみということで、計上している人はちょっと把握していないんですけれども、その方たちだけで果たしてその費用対効果のほう、できた場合、持ち切れないということで、なおかつ、すぐに給水区域に指定されたとしてもすぐにはできないという見解を担当部署のほうに伺っていました。

もちろんその陳情者の心情は痛いほどわかるんですけれども、現時点のことを鑑みますと、ちょ

っと厳しいのではないかとこのように感じます。

以上です。

眞壁委員長 それでは、植木さん。

植木委員 とりあえず、きのう現地を視察しまして、部長以下職員の皆さんのご説明をお伺いしまして、非常に難しい地域だなという感じが正直のところしております。

今、佐藤委員もおっしゃいましたように、専用水道を使って水道水を使用していたわけですが、どういう事情かわかりませんが廃止したんだということで、しかし、廃止したんだと言いながら現在同じ栓の水道を使っているということは、水道に関しては生活ができない、水が行っていない、そういう状況は現状ではまだないのかなと、そういう感じがします。

それとあとは、じゃ、すぐに市のほうで今、陳情者のいうとおり、水道水を布設することがどうなんだということは、市のほうにも話がありましたが、一応、企業会計でございますので、水道関係のほうに関しましては引くからには引くなり、それなりの理由と条件がそろわないと難しい面もあるのかなと、そういうふうに判断をしております。

したがって、今後もう少し家がたくさん建ってくるとか、あるいは何かこの病原菌、こういったものはっきりとした内容で影響を受けているんだという証明とか内容とかそういうものが出てくるのであれば、また判断してもいいのかなという感じがしますが、現時点では、そこまでの判断をできないという状況である以上、仕方ないのかな、引くにはちょっと難しいのかな、そういうふうには思っております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 2人がお話しされている部分が大まかな今回の陳情の捉え方かなという気はしています。

ただ、実際にこの陳情のほうを見てみると、きのうのお話とちょっと異なる部分があるのかなという気がしたんです。

まず第1点が、専用水道が廃止されてしまったという表現をされているわけですが、これは何かみずから廃止したというようなお話がちらっと入ってきています。

それから、2項目めの佐藤委員も触れていましたけれども、この地域は開拓で入られて、酪農家の多い地域、当然それはわかっているわけであそこに住まいを設けたんだと思うんですが、その中でクリプトスポリジウムの心配があるということなんですけれども、これも明確にはなっていないということです。なかなかこの今回の陳情自体が果たしてどうなのかなというちょっと疑念が少しあります。

ただ一方で、やはりこれは、水は我々人間、動物が生きていくためには絶対に必要不可欠なものですから、この地域の開発の時代から考えれば、ちょっとしたことがあると、ひょっとすると水の供給が断たれる心配があるのも事実だと思うんですね。

だから、それらを勘案して、また、きのうの上下水道部のお話も伺えば、給水エリアについては平成29年の新しいエリア、見直しがされるということですから、そこに入れることが絶対に不可能ではないような気はしますけれども、事業として先ほど来あるように、費用対効果も考えた場合に、果たして10軒、その10軒が全てつなぐかというのもまたわからないところなんです。

我々この委員会としての判断とすれば、私ももちろん個人的な意見でありますけれども、中身はわかると、いわんとすることはわかるけれども、現実ここにすぐにでも那須塩原市の水道事業を入れることを可能なのかといった場合には、ちよ

と難しいかな。

ですから、扱い方としては、趣旨採択ぐらいまでがなし得る我々の判断かなという気がします。眞壁委員長 相馬委員。

相馬委員 この件については、この日の出地区の水道については、きのうもちょっとお話したと思いますけれども、私、以前からちょっとこの話は聞いていたものですから、そのたびに上下水道部といろいろ折衝した経緯がある中で、実は、先ほどの皆様のご意見と同じで、そういう理由で無理ですよという回答をしています。

ですから、今回この陳情者がお一人の名前で陳情されているんで、果たしてこれがあそこ全員、住んでいるのは10軒ぐらい人がいますけれども、その辺もちょっと陳情の内容としてはちょっと物足りないのかなと。それが最大の理由であります。それが皆さんの意見のとおり、この酪農家の牧草地にふん尿云々という文面がありますが、ここを指摘されますと、非常にこれは問題がある。検査した結果等が添付されていけばまた別ですが、その辺もありませんので、私自身もこの件については趣旨採択という意見もあるかもしれませんが、今回は不採択という形がよろしいのかなと私は思いました。

眞壁委員長 松田副委員長。

松田副委員長 もう皆さんの言うとおりでございまして、なくては困るものではございますけれども、現在ある今使っている水道はあるということでございます。あそこはまだ給水区域に入っていないということもありますし、いろんな意味においてもクリアするものがまずたくさんあり過ぎまして、それを見ますとちょっと厳しいのかなと思います。

実際、本当に何か、先ほど吉成委員が言うとおりの、もし何かあった場合にはその場で対処しなけ

ればいけないんでしょうけれども、実際、現時点ではやむを得ないのかなと思っております。余りにもハードルが高過ぎますので、趣旨はわかるのはわかるんですけども、ちょっと資料等も少な過ぎまして、今回は不採択という形を私はとらせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

眞壁委員長 委員さんの意見をいただきました。

この件、ほかにもしあれば、よろしいですか。

〔「ないです」と言う人あり〕

吉成委員 確認で、いいですか。確認で。相馬委員のほうからお話が出た署名簿というのは出ていないですね。

植木委員 何人も連名ではしていないんだよね。だから、1つがどうにでもなっちゃうという。

眞壁委員長 わかりました。じゃ、どちらかというとな採択の意見が今ありました。

そんな中で今意見ございませんので、討論はございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

眞壁委員長 それでは、討論はないということで、採決をしていきたいと思えます。

継続という意見がございましたので、採決に当たりましては、可を諮る原則から採決すべきものとしてまずは諮りますので、挙手をお願いしたいと思います。

この陳情について、採択すべきものという方は手を挙げていただきたいと思えます。

〔賛成者挙手〕

眞壁委員長 いまですね。

それでは、不採択ということに賛成の方の挙手をお願いします。

〔「趣旨採択はどうするの」と言う人あり〕

眞壁委員長 失礼しました。

人見議会事務局書記 今のちょっと整理させていただきます。

意見としては趣旨採択という意見と、あとは不採択という意見の2つがあったかなという状況だと思います。

現時点で趣旨採択という意見がありましたので、単純に趣旨採択とすべきかどうかという意見を諮ることは可能なんですけれども、公議でいうと、まず最初は採択をするかという部分を諮らせていただくしかないですね。採択をした段階で、今の段階ですと採択すべきという人はいなかったということですので、自動的にもう不採択ということになるんですけども、もうワンクッション、趣旨採択とすべきかという意見も出ていたので、もう一回だけ趣旨採択とすべきかどうかということだけ諮らせていただいて、その票数以外はもう不採択とすべきという流れで提出することによってさせていただければと。改めて不採択をとすると全部の票数になってしまうので、次の趣旨採択とすべきかどうかというところを諮っていただいて、それが少数であれば不採択すべきものという形で決していただければということでお願いいたします。

眞壁委員長 すみませんでした。

それでは、趣旨採択に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

眞壁委員長 それでは、陳情第1号については不採択とすべきものに決しました。

ありがとうございました。

以上で当委員会に諮りました関係は全て終了いたしました。

大変ありがとうございました。

その他

眞壁委員長 その他に入ります。

人見議会議務局書記（事務連絡。）

閉会の宣告

眞壁委員長 これで今定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。

今委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出をいたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時25分